

(第一類 第八号)

衆議院農林水産委員会議録第三十三号

(五八〇)

昭和四十八年六月十九日(火曜日)
午前十時三十六分開議

出席委員
委員長 佐々木義武君

理事 佐谷 忠男君
理事 藤本 孝雄君
理事 渡辺 美智雄君
理事 美濃 政市君
上田 茂行君
笠岡 喬君
瓦 熊谷
島田 安夫君
白瀬 仁吉君
田中 覚君
西鉢 順治君
森下 元晴君
井上 泉君
島田 琢郎君
野坂 浩賢君
稻富 森人君
諫山 博君
瀬野 栄次郎君
出席國務大臣 農林大臣 中尾 栄一君
出席政府委員 農林政務次官 水産庁長官 三善 信二君
委員外の出席者 内閣総理大臣官 房參事官 渡辺 善門君
内閣警備局警備調査官

用課長 防衛廳防衛局運務參事官
防衛施設局總務部施設調査官
外務省アジア局
外務參事官

上野 隆史君
山田 淳治君
未広 重二君
大久保喜市君
中江 要介君
要介君

吉正君
坂村 吉正君
山崎平八郎君
柴田 健治君
金子 岩三君
吉川 久衛君
佐々木秀世君
正示啓次郎君
高橋 千寿君
安田 貴六君
角屋堅次郎君
竹内 猛君
馬場 昇君
米内山義一郎君
神田 大作君
中川利三郎君
林 孝矩君
神田 大作君
上田 茂行君
丹羽 兵助君
上田 茂行君
加藤 紘一君
瓦 力君
田中 覚君
高橋 千寿君
小山 長規君
正示啓次郎君
三ツ林鉢太郎君
丹羽 兵助君
上田 茂行君
加藤 紘一君
瓦 力君
田中 覚君
高橋 千寿君
正示啓次郎君
小山 長規君

六月十八日
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(湯山勇君外十七名提出、衆法第四六号)
同(岡田哲児君紹介)(第七二七七号)
同(枝村要作君紹介)(第七二七八号)
同(小川省吾君紹介)(第七二八〇号)
同(上坂昇君紹介)(第七二八一號)
同(坂本恭一君紹介)(第七二八二号)
同外一件(島田琢郎君紹介)(第七二八三号)
同外一件(島本虎三君紹介)(第七二八四号)
同(野坂浩賢君紹介)(第七二八五号)
同外二件(美濃政市君紹介)(第七二八六号)
同外三件(井上泉君紹介)(第七二八九号)
同(野坂浩賢君紹介)(第七二七〇号)
同外一件(小林進君紹介)(第七四五五号)
同(村山富市君紹介)(第七四五六号)
オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願外二件(足立篤郎君紹介)(第七三六三号)
造林政策確立に関する請願外三十四件(金丸信君紹介)(第七三六四号)
同外十四件(鈴木善幸君紹介)(第七三六五号)
同外一件(中村寅太君紹介)(第七三六六号)
同外十九件(早川崇君紹介)(第七三六七号)
同外三件(三原朝雄君紹介)(第七三六八号)
同(床次徳二君紹介)(第七四五三号)
同外三件(藤波孝生君紹介)(第七四五四号)
は本委員会に付託された。

提出第五八号)
漁船積荷保険臨時措置法案(内閣提出第五九号)
水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案、漁船積荷保険臨時措置法案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 水産三法に關してはすでにかなり委員から質問が出ておりますし、そういうものを踏まえて、水産三法の基礎である水産業そのものの基本的な問題と将来の展望について質問したいと思います。これが第一であります。

そしてもう一つは、やがて大臣が見える段階では、この期間にニクソンの声明などいろいろなアメリカの変化があり、同時にまた、田中総理が青森で発言したような問題も含めて、非常に農業に重大な問題でありますから、それらについても大臣に質問したいと思います。

まず最初に、水産業の今後の方向に関して、五十七年を展望して、農林省が日本のカロリーの展望を出しました。二千四百五十というカロリーの中に入動物性たん白というものが当然計算されているわけですが、それはどういうような形で計算をされておるのか。現在日本の水産業の状態は、どういう漁獲があり、どれだけ不足し、その足りない分をどのように海外から輸入し、あるいはどのような形でこれを確保しておるのか、こういう基本的な問題について、まず水産厅から説明を求めます。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

○荒勝政府委員 この日本の国民の食生活における水産物の依存度は、日本が海に囲まれているということを反映いたしまして、昔から魚類は国民の貴重な資源と申しますか、常食になっているわけでございますが、最近におきまして、大体この食生活の洋風化ということもありまして、動物たん白質の中にも占めます水産物の比率は多少落ち目になつてきていますが、四十六年でございますが、五二%前後の、全動物質たん白資源のうち水産物がそういう比率を占めておるわけでございます。

また、この魚類の漁獲量も逐年ただいまの段階では増大を見せまして、正式には四十六年の統計では約九百九十一万トンの漁獲高を占めておりまして、先般発表をいたしました農林省の速報では、昭和四十七年度におきましては千七万トンの大台になりました、昨年ペルーのアンチヨーピーの生産実績が非常に悪かったこともありまして、名実ともに世界一の漁獲高の推移を見せておるわけであります、今後の需要の測定ということにつきましても、ただいまいろいろな形で試算いたしておりますが、相当増大するものと私のほうは見ております。

特に五十七年を一応目標といたしておりますが、食用の魚介類の需要量というものを試算いたしますと、約九百三十万トン前後というふうに推定いたしまして、これは国内の総需要量に対しまず自給度といたしましては、約九七%を占めておるわけでございます。

輸入量につきましても、逐年多少ふえたり減つたりしながらも、現在約四十四、五万トンという水準になつております。これは主として国内で供給ができない高級魚といいますか、特殊な魚類、エビあるいはタコといった系統のものが逐次ふえてきていると思いますが、私たちとしては極力自給度を守るということで、沿岸漁業あるいは沖合い漁業、遠洋漁業、それぞれバランスをとった形で漁獲の努力をするように指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

○竹内(猛)委員 いまの五十七年度を見通して約九百万トンという話があつたのですが、大日本水産会の展望によると、五十五年を展望した場合に一千百七十四万トンという数字が出ているのですけれども、この数字と水産庁の説明とはどういう関係になりますか。

○荒勝政府委員 実はただいま私の答弁いたしましたのは、国民が直接摂取する魚介類で九百七十万トン前後というふうに申し上げたのであります。そのほかに非食用ということと、主としてさがを中心でございますが、総需要量で五百万トン、別途そういうものがあるわけであります。

○竹内(猛)委員 それでは、先般鳥場委員の質問がありました、これは近海関係では非常に公害が多い。そして沿岸にもそういうものが多くて、その後もたいへん新聞などには公害の発表がありましたが、今後の需要の測定ということにつきましても、ただいまいろいろな形で試算いたしましたが、非常に悪かったこともありまして、名実ともに世界一の漁獲高の推移を見せておるわけであります、今後の需要の測定ということにつきましても、ただいまいろいろな形で試算いたしておりますが、相當増大するものと私のほうは見ております。

○竹内(猛)委員 その周辺の法律に手を加えるだけいいかどうか、やはり抜本的に考える必要がないのかどうか、これはどうですか。

○荒勝政府委員 漁業法につきましては昭和三十七年に大改正をいたしまして、その後漁業法自身は法律的な制度としては改正いたしておりません。しかし、その後日本経済の異常な発展に伴いまして、特に沿岸漁業では、その反面といたしまして、増養殖の急激な発達があつて、漁場の利用形態に変更を來たしているということが一つの特徴でございますが、また一方、他産業の発展に伴いまして、埋め立てとかあるいはそういうたつことに基づきます漁場管理上の問題が非常に大きくなつております。

さらに、公害等による漁場の喪失といいますか、そういったことがありますほか、新しい、ま

さに新しい問題でございますが、レクリエーションの場所としての沿岸漁業のあり方ということ、が、遊魚といいますか、魚をつる、スポーツフィッシングというような形のものが最近沿岸では非常にふえてきておるということが、国内沿岸漁場問題としては非常に特徴的な点でございます。

さらに、沖合にあるいは遠洋漁業につきましては、そのほかに非食用ということと、主として競争の激化というようなことで、内外とともにこの問題について検討すべき時期が近づいておるのではないか、こういうふうに私たちも理解しております。いたしまして、沿岸の管轄権の主張あるいは国際競争の激化というようなことで、内外ともにこの問題について検討すべき時期が近づいておるのではないか、こういうふうに私たちも理解しております。いたしまして、本年度の予算で御審議願いました中に、この漁業法の改正についての研究会といふことの予算を多少いたしまして、数年検討させていたふうに考えておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 私は、七〇年代後半の日本の大きな問題は、一つは、石油とかあるいは木材とか、こういう産業の資源、エネルギーの問題、原料の問題をめぐる問題があるし、もう一つは、食料というものが国際的に新しい角度から見直されなければならない段階に来ていると思う。そういうときに漁業の動物性たん白といふものが国民の栄養の中に非常に足りなくなつてきていることでも事実です。畜産のほうだけでは足りない。やはり魚が補うという面が非常に多いわけでありまして、そのためには、一つは、新鮮な魚がどれも安定した漁場の確保、それから安全操業、それからもう一つは、今度の法案で審議するよう輸送の問題におけるところのいろいろな補償等々の問題も含めて大事だと思います。

○竹内(猛)委員 國際的な問題、日中それから日ソについては、あとで大臣なり外務省に答弁を求めてますから、若干先ほうにいきます。

○荒勝政府委員 先ほど申し上げましたように、國內においての問題として、遠洋それから沿岸で、国際的に相手国の立場も考慮しつつ、日本としてこういった問題に対処しておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 國際的な問題、日中それから日ソについて、あとで大臣なり外務省に答弁を求めてますから、若干先ほうにいきます。

○荒勝政府委員 先ほど申し上げましたように一千七十七万トンの漁獲量を日本としてはあげまして、国民の食生活に寄与しているわけでございませんが、沿岸漁業の振興という立場から申し上げますと、およそ概略的に申し上げますと、最近は横ばいもしくは微減というふうな段階でございまして、二百五十万トン前後で過去十年間ほど推移しております。これは私たちの見方でございますが、沿岸の漁獲資源量としては大体二百五十万トンがむ

○荒勝政府委員 先ほどちょっと触れましたように、最近急速に、海外におきます沿岸国との沖合いに対するあるいは漁場に対する管轄権の発言権の増大ということが高まりを見せておるわけでございます。

過去におきまして、日本が各国との間に漁業条約をそれぞれつくりまして、從来からそれによりまして安全の確保につとめ、また日本の水産物の漁獲の努力をしている次第でございます。大きなものといたしましては、これは外務省も十分あとで御答弁願いたいと思いますが、日ソ漁業条約というのが一つの大きな問題になつております。さらに日米加漁業条約あるいは沿岸国との関係では韓国との間の漁業条約ということで、さらに国連海洋法会議の中で日本としてもそれぞれの立場からこの条約に参加しておるわけでございます。そのほか、マグロとか、そういう小さな区域の大西洋の条約とか、こういったものに参加いたしまして、魚族資源の保護ということと、それから日本が一定の割合の漁獲量を確保するという二点で、国際的に相手国の立場も考慮しつつ、日本としてこういった問題に対処しておる次第でございます。

しろ多少とり過ぎではないか。この辺が大体の限度ではなかろうかと、いうふうに理解している次第でございまして、残りの七百五十万トンから八百万トン近いものが大体沖合い漁業あるいは遠洋漁業という形で、世界の至るところで日本の漁船が漁獲をいたしまして、本土、内地に持ち帰ってきているような次第でございます。

ただ、沿岸の二百五十万トンにつきましては、国民の食生活の変化やあるいは所得の増大に伴う嗜好の高度化というようなこともありますて、從来大衆魚といわれております一部のイワシのあるいはそういう大衆魚みたいなものよりも、非常に高級魚であると思われるそのほかのエビとかあるいはハマチとかというふうに、魚種に対する嗜好の変化が非常に強く出てきておりますので、われわれといたしましては、沿岸のおいしい中高級魚を中心として今後漁業の指導をしてまいりました。いろいろふうに考へておられる次第でござります。

○竹内(猛)委員 最近PCBとかいろいろな形の公害が発表されました。

○荒勝政府委員 その公害によつて、漁獲があつてもそれが食べられないあるいは食べてはならないといういう量、範囲、これは二百万

五十万トンの中のどれぐらいになるのか。

○荒勝政府委員 水産庁なり政府側の立場から十分指導ができなかつた関係もありますが、從来では水俣病内の第一水俣病の段階だけが水俣病内

魚につきまして漁獲の実質的な規制を行なつてお

りまして、そのほかの魚類につきましては十分な被害状況につきまして調査がいたしかねております

したが、しかし、魚類に対する重金属等の汚染が非

常にははだしいといういうことから、最近、

政府部内で各方面で調査検討いたしまして、逐次

その結果を公表しております。したがいまして、

汚染魚によつて食生活に供せられなかつた数量い

かんということにつきましては、おそらく四十八

年度におきまして、大体漁獲規制量といふこと

が、実質的な漁獲の操縦、水揚げの減少といふこと

とが相当明確になるのでありますて、いままでは

水俣病内ののみでござりますので、おそらく数百トン前後が実質的な規制の対象になつておつた。そ

のほか多少カドミウムとか何かで、あるいは水銀事件で、第二水俣病の昭和電工の新潟県の問題等もありまして、内水面漁業で多少漁獲の実質的な規制を行なつておりましたけれども、これは数量の問題としては非常に過大には出でおりません。

○竹内(猛)委員 その場合、四十八年度で把握ができる、そうすると、その把握ができた分だけは魚をとつても食べられないのだから、その補償というものを水産庁はどういうふうに考へておられるのか。御存じのように

要するに、国が補償するのか、その公害のもとで補償させるのかあるいはその公害を出している工場そのものに対して停止をさせるのか、この辺はどうです。

○荒勝政府委員 これにつきましては、従来の姿勢から申し上げますと、原因者負担の原則という

ことで、原因者が明確になった場合におきましては、公害はすべて原因者がその補償の責任を持つとい

うことと、政府部内統一的に指導しておつたわけ

でございますが、今回の第三水俣病の発表を契機

といつたとして、必ずしもそれだけで漁民、特に何ら罪のない漁民に対する対策としていいのかと

いうことが非常に問題になりまして、いろいろ検討はさしてもらつておりますが、現在の時点において、先般の環境汚染を中心とする会議等におきま

して、政府部内におきましては何らかの形で天災

なことになつたときには、当然これは国があるい

いきますが、われわれは、少なくとも漁民の責任でない、そういうものに対して借金をさせたりあり

るいは從来の生活が変わらなければならぬよう

なことになつたときには、当然これは国があるい

います。さらに、内水面漁業には、そのほかに遊漁の

問題といいますか、都市生活者のレクリエーションの場所としての内水面漁業の振興といふことも

までたてまえは融資でございますが、原因者が明確になつた段階におきまして原因者がその分は当然にあとで返済の義務、そのあと始末をする、こ

ういうふうに私たちが考へておられる次第でございま

す。

○竹内(猛)委員 この問題については、非常に重

大な問題ですから、きょうだけでおしまいにはし

ないで、今後この問題はやはり続けて議論をして

いきますが、われわれは、少なくとも漁民の責任でない、そういうものに対して借金をさせたりあり

るいは從来の生活が変わらなければならぬよう

なことになつたときには、当然これは国があるい

います。さらに、内水面漁業には、そのほかに遊漁の

問題といいますか、都市生活者のレクリエーションの場所としての内水面漁業の振興といふことも

までたてまえは融資でございますが、原因者が明

づ意義の重要性にかんがみまして、養殖等を中心

といたしまして内水面漁業の振興に今後大いに努

めしてまいりたい、こういうふうに考へております

ます。われわれといたしましては、内水面の持

つ意義の重要性にかんがみまして、養殖等を中心

といたしまして内水面漁業も、どちらかといふと、停

滞、むしろ微減の方向をたどつておるわけでござ

ります。

○荒勝政府委員 これまで私は考へておられる次第でございま

す。

○竹内(猛)委員 そこで、国内におけるカロリーラーの確保のため

に、内水面の話は先ほどなかつたわけですが、内

水面で大体十七万から二十万トンの漁獲物を見込

んでいるわけだ。この内水面も最近は河川の汚水

等によってだんだんきびしいものになつてきてい

る。先般茨城県ではシジミがあのよくな交渉をし

なれば解決をしない段階になつてきた。こうい

うことが至るところにあるわけだ。内水面の今後

の見通しはどうですか。工場の汚水等によつて内

水面まで侵されてしまつ、こういう心配が私はあ

ることでなくて、補償をするということはできない

ことですか。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘のことが政府部

内でも非常に問題になつております、融資だけ

で一体いいものかどうかということが非常な論議

を呼んでいるわけでござりますが、御存じのよう

に、この原因者が当然にその代價を支払うべきで

あるという見解、またこの原則といいますか、こ

ういった考え方が非常に強く支配しております

て、その問題の解決にはただいまのところ非常に

困難な問題が多いわけでござりますが、ただいま

申し上げました融資につきましては、これはあく

までたてまえは融資でございますが、原因者が明

確になつた段階におきまして原因者がその分は当

然にあとで返済の義務、そのあと始末をする、こ

ういうふうに私たちが考へておられる次第でございま

す。

○荒勝政府委員 先ほどは失礼いたしました。内

水面の漁獲高は、御指摘のよう、最近は十六、

七万トンというところまでいつておるわけでござ

りますが、ただいま公害等、いろいろな河川の汚

染のため、内水面漁業も、どちらかといふと、停

滞、むしろ微減の方向をたどつておるわけでござ

ります。

○荒勝政府委員 そこで、内水面の現状と發展の方向を

どう見ておられますか。

○荒勝政府委員 先ほどは失礼いたしました。内

水面の漁獲高は、御指摘のよう、最近は十六、

七万トンというところまでいつておるわけでござ

りますが、ただいま公害等、いろいろな河川の汚

染のため、内水面漁業も、どちらかといふと、停

滞、むしろ微減の方向をたどつておるわけでござ

ります。

○荒勝政府委員 特に沿岸漁業の周辺におきま

る零細漁業を中心とした雇用労働者の問題は、經營

者が非常に中小である、というよりもむしろ零細

に近いせいもありまして、労働条件はあまり芳し

いものというふうには私たちのほうは理解してお

りません。御存じのようだ。ただいま御指摘になりましたタクシーのノルマ制よりもむしろもう一つ前近代的な形態をとつております。どちらかというと、歩合制ということです。魚をとつてきて、收入がはつきりしない。五分五分とか四分六といふような形で歩合制になつております。こういった雇用形態では、雇用労働者として安心して漁業に従事することが非常にむずかしいというようなこともあります。急速に近代的な雇用形態に変えるべきであるというような意見も労働省を中心にして出ておりますが、われわれいたしました、近代的な雇用形態になるよう、この問題について今後もう少し努力してまいりたい。そうしませんと、肝心の雇用労働者が確保できないという限界に突き当たっている次第でございます。

○竹内(猛)委員 七〇年代は人間を尊重する時代

だということは、与野党ともよく約束をしておることでありますから、歩合制という最もおくれた形ではなくて、もっと近代的な雇用形態にして、やはり最低賃金を保障していくといふ方向に向かって、農林省、特に水産庁を中心として、労働省とともにこの問題についての実態調査と、それから雇用関係の近代化への方向についての研究、そして、それを一定の時期に答申するような形で出していく、そういう積極的な努力というものは考えておられますか。

○荒勝政府委員 ただいま水産庁と運輸省の間で検討を加えているテーマでございまして、運輸省いたしましては、船員中央労働委員会ですか、ここでこの問題の議論をいたしております。大体五十年を目標にして、漁業労働者の最低賃金制の確立というか、そこまで言うのはちょっと行き過ぎかもわかりませんが、最低賃金制度を何とか実現したいということで検討している次第でござります。

○竹内(猛)委員 次いで、日本の必要食料の魚の中でも、どうしても外國から輸入しなければならないもの、日本になかなか大量に輸入しなけ

りません。御存じのようだ。ただいま御指摘になりましたタクシーのノルマ制よりもむしろもう一つ前近代的な形態をとつております。どちらかというと、歩合制ということです。魚をとつてきて、收入がはつきりしない。五分五分とか四分六といふような形で歩合制になつております。こういった雇用形態では、雇用労働者として安心して漁業に従事することが非常にむずかしいというようなこともあります。急速に近代的な雇用形態に変えるべきであるというような意見も労働省を中心にして出ておりますが、われわれいたしました、近代的な雇用形態になるよう、この問題について今後もう少し努力してまいりたい。そうしませんと、肝心の雇用労働者が確保できないという限界に突き当たっている次第でございます。

○竹内(猛)委員 七〇年代は人間を尊重する時代

だということは、与野党ともよく約束をしておることでありますから、歩合制という最もおくれた形ではなくて、もっと近代的な雇用形態にして、やはり最低賃金を保障していくといふ方向に向かって、農林省、特に水産庁を中心として、労働省とともにこの問題についての実態調査と、それから雇用関係の近代化への方向についての研究、そして、それを一定の時期に答申するような形で出していく、そういう積極的な努力というものは考えておられますか。

○荒勝政府委員 ただいま水産庁と運輸省の間で検討を加えているテーマでございまして、運輸省

いたしましては、船員中央労働委員会ですか、

ここでこの問題の議論をいたしております。大体

五十年を目標にして、漁業労働者の最低賃金制の確立というか、そこまで言うのはちょっと行き過ぎかもわかりませんが、最低賃金制度を何とか実現したいということで検討している次第でござります。

○竹内(猛)委員 次いで、日本の必要食料の魚の中でも、どうしても外國から輸入しなければならないもの、日本になかなか大量に輸入しなけ

ればならないもの、その種類、それから、それはどこから輸入して、どういう商社がこれに加わっているかということについてお答えを願います。

○荒勝政府委員 どうしても輸入しなければならないものということになりますと、日本人の食べる魚はほとんど日本でとれておりますので、そういうものはないのですけれども、需要が非常に旺盛だということで、輸入量として多いのがやはりマグロとエビ、それから鯛肉でございます。あと、金額的にはそう張りませんが、輸入比率としては高いと思われるのがタコあるいはモンゴイカ、こういったものが特徴的な形になっております。

マグロにつきましては、主として韓国船によつて入れておりますけれども、このマグロは、私たちの受ける感じでは、かん詰め用のマグロ、原料用マグロが中心であります。それからエビにつきましては、からエビにつきましては、これからエビにつきましては、かん詰め用のマグロはあまり入つていませんか、おさしみ用のマグロはあまり入つていません次第でございます。それからエビにつきましては、あらゆる地域におきまして、まさに沿岸の一一番深いところでとれるもんですから、あらゆる国から入つております。それから鯛の肉につきましては、大体鯛肉を食べるには日本だけでござりますので、ソ連あるいはペルー等捕鯨をやつてゐる国から一部輸入させていただいております。タコあるいはモンゴイカ等につきましては、スペインあるいは大西洋の、スペインの少し南のほうのアフリカの沿岸諸国がタコ、イカの産地でござりますので、こういったところから主として輸入しております。輸入量としましては大体五十万トンくらいになつております。

金額的に申し上げますと、輸入額としましては、エビがC.I.Fでキログラム当たり千円前後、マグロ類が二百円ちょっと、タコがキログラム当たり百五十円から七十円前後、鯛の肉がキログラム当たり百円前後というふうに通関統計ではなつております。

輸入国別ということになりますと、先ほど申し上げましたように、マグロが非常に多いので、韓国が一番大きく、二万一千トンという数字を示しております。

○竹内(猛)委員 次いで、日本の必要食料の魚の中でも、どうしても外國から輸入しなければならないもの、日本になかなか大量に輸入しなけ

ればならないもの、その種類、それから、それはどこから輸入して、どういう商社がこれに加わっているかということについてお答えを願います。

○竹内(猛)委員 先般賣い占めが行なわれた。木材が買い占められた、いろんなものが買い占められた。そのときにマグロが買い占められたということがいわれました。たいへん消費者は不安を持たわけですが、やはりそういう国内で十分でなく外国からかなり輸入するものについて商社が買い占めをするということは間々あります。特に今度えさが、ペルーのアンチヨーピーがなかなかとれない。そうなると、えさの部分についてもちろんことが行なわれがちであるし、そういう点において商社というものがどういう形でこれにタッチしているかということについては、全然水産庁は無関係なわけですか。

○荒勝政府委員 ただいまマグロの一船買いの問題について御指摘がございましたが、当時から、最近までも調べておりますが、このマグロの、これは輸入ではございませんで、国内の漁船が長い航海を終えて帰港する場合に、陸上の一部の大手の買い手の人と沖合いとの間で、無線の交換等による値ぎめを行ないまして、一船で一億とかなんとかいう形でまるごと買いつけるというふうな形になつております。これは主として国内の船と国内の商社の問題だというふうに理解しております。

○竹内(猛)委員 やはり消費者はそういう買いつけることについて非常に敏感であるし、気になるわけですね。これをないように対するということについて一そらくやうはできないものかどうか。

と同時に、もう一つ、日本は輸入をするけれども、日本の水産物は輸出をしていないのか、その辺はどうですか。

○荒勝政府委員 輸入もいたしておりますけれども、また一方、從来からマグロ類を中心といたしまして、対米輸出をいたしましたマグロのかん詰

しております。それから台湾からも約一万四千トン、あとアメリカあるいはフィリピン、フィリピンからは千二百トンほどというふうな形でマグロ類が輸入されております。それからエビにつきましては、インドネシア、インド、タイ、メキシコ、オーストラリア、中国、香港というふうな形にておる次第でございます。タコにつきましては、スペインが圧倒的で、スペインの南にありますカナリア諸島あたりから輸入されておる次第でございます。

商社につきましては、これはもう零細な形で輸入が行なわれてまいりますので、多種多様な中小商社まで入つておりますので、どの商社が多いかということにつきましては、ちょっと私のほうであります。

商社につきましては、これはもう零細な形で輸入が行なわれてまいりますので、どうも一がいにはお答えにくいのでございます。

○竹内(猛)委員 先般賣い占めが行なわれた。木材が買い占められた、いろんなものが買い占められた。そのときにマグロが買い占められたということがいわれました。たいへん消費者は不安を持たわけですが、やはりそういう国内で十分でなく外国からかなり輸入するものについて商社が買い占めをするということは間々あります。特に今度えさが、ペルーのアンチヨーピーがなかなかとれない。そうなると、えさの部分についてもちろんことが行なわれがちであるし、そういう点において商社というものがどういう形でこれにタッチしているかということについては、全然水産庁は無関係なわけですか。

○荒勝政府委員 ただいまマグロの一船買いの問題について御指摘がございましたが、当時から、最近までも調べておりますが、このマグロの、これは輸入ではございませんで、国内の漁船が長い航海を終えて帰港する場合に、陸上の一部の大手の買い手の人と沖合いとの間で、無線の交換等による値ぎめを行ないまして、一船で一億とかなんとかいう形でまるごと買いつけるというふうな形になつております。これは主として国内の船と国内の商社の問題だというふうに理解しております。

○竹内(猛)委員 やはり消費者はそういう買いつけることについて非常に敏感であるし、気になるわけですね。これをないように対するということについて一そらくやうはできないものかどうか。

と同時に、もう一つ、日本は輸入をするけれども、日本の水産物は輸出をしていないのか、その辺はどうですか。

○荒勝政府委員 輸入もいたしておりますけれども、また一方、從来からマグロ類を中心といたしまして、対米輸出をいたしましたマグロのかん詰

めあるいは塩水づけというものが相当出ておったわけでございますが、これがこの二、三年来多少アメリカのFDAとの関係におきまして、何とか輸出があまり十分にいってないというのが一つの問題点でございます。さらに、かつてはイギリスを中心としたとしてカニかん詰めあるいはベニサケのかん詰めといったものが、これは相当高級な食品でございますが、これがイギリスを中心として、アメリカにもカニかん等は出ておったわけでございます。さらに、これは生鮮食料品ではございませんが、真珠等がアメリカ向けあるいは世界に向かって、日本の水産物として海外に輸出されておるというふうに私、理解しておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 魚の中であるものは割り当てをする、許可をする、こういう許可、割り当てをする種類と、それからその基準、どういうところにどういう割り当てをしたか、こういうことについてどうですか。

○荒勝政府委員 私たちの水産庁といたしましては、おもな漁業につきましては許可制をしきまして、漁業を指導あるいは振興している次第でございます。

御質問の点でございますが、この許可制をなぜやっているかという本来の目的でございますが、これは資源の保存ということが一つの大きな柱でございまして、これは御存じのように、日本の漁業者は非常に元氣といいますか、努力をする傾向がございまして、無制限といいますか、自主的におまかせしておくとあらゆる魚をとってしまう傾向がございますので、やはり資源保存という形での許可をしなければならないというのが問題の一点と、それからやはり多少漁民同士の競争が激化いたしまして、紛争も多少起る可能性もございますので、その紛争の調整ということを理由にいたしましてこの漁業法というものができておるわけでございます。

現在農林大臣が認めております許可漁業の対象であります指定漁業といたしましては大体十七種

類がございます。また都道府県知事の許可漁業

は、漁業法で認められているものは四種類、そ

れが、都道府県の操業実態等によりまして調整規

則で許可漁業としているものがあるわけでござい

ます。

こういった漁業をするに際しましての基準とい

たしましては、すべて条件等を付しております

が、法律によります適格条件といたしましては、

少し長くなりますが、漁業及び労働関係法令を順

守する精神を著しく欠くものはだめ。それから二

番目といたしまして、漁業を営むに足る資本を有

すること。また三番目といたしまして、使用する船舶

が一定の要件を備えなければならないというこ

と、それからさらに勘案事項といたしましては、

漁業者の経営の安定の度合い、あるいは漁業転換

と、いうこともありまして、一方の漁場から強制的

にあるいは転換させられる場合には、転換しざるを得ないというようなことが優先順位、それから

漁業従事者の自立することが一つの勘案事項、そ

れから經營隻数、操業の状態といったこと、それ

から漁業への依存度といったことを勘案い

たしまして決定する、こういうふうになつております。

なお、多少詳細にわたりますが、農林省自身が

許可しております十七種類について申し上げます

と、沖合い底びき漁業が一つ、それから以西底び

き、それから遠洋底びき、北洋はえなわ刺し網、

母船式底びき、それから大中型まき網、それから

大型捕鯨、小型捕鯨、母船式捕鯨、それから遠洋

カツオ・マグロ、近海カツオ・マグロ、母船式カ

サケ・マスはえなわ漁業、母船式サケ・マス漁

業、母船式カニ漁業、これが農林省自身で開拓す

るけれども、それも含めてどれくらい水産庁とし

てはその条件にかなつたものがあるのか、これは

どうですか。

○荒勝政府委員 総トータルが実はちょっと入っ

ておりますが、先ほどお話ししました沖合底

びきが四十七年三月三十一日現在で九百四十五

隻、以西底びきが六百三十、遠洋底びきが三百十

五隻。それから北洋はえなわ刺し網が二十二隻、

母船底びきが二百六十隻、大中型まき網が四百

十三隻、大型捕鯨が十二隻、小型捕鯨が十隻、母

船式捕鯨業に伴う独航船等も入れまして七十隻、

遠洋カツオ・マグロが千二百四十五隻、近海カツ

オ・マグロが五千二百二十隻、母船式カツオ・マグ

ロが四十一隻、中型サケ・マス流し網漁業が五百

四十四隻、中型サケ・マスはえなわが三百六十九

隻、これは現在は全部転換をいたしまして流し網に

変わっております。母船式サケ・マスが三百四十

隻、これは独航船を含んでおります。母船式カ

ニが七十二隻、これも独航船あるいは搭載船を含

んでおるわけでございます。

○竹内(猛)委員 業者等々についてはまだいずれ

基準についてはあとで資料を、これは統いて質問

をする必要がありますから。

ただ、いまの御質問の中に中野長官が總理にい

ろいろお話を申し上げたではないかということを

もって、それからの関係があるのであれば、そ

れは間接的に私はそのことを、この発言の内容その

ものではないけれども、要するに、これから米

の生産調整等について中野長官が御説明を申し上

げたという事実は承知しておりますから、その後発

言の内容についてはあらゆる角度から、ほんとう

はどう言われたかということをそれぞれ入手して

みましたが、いま御質問されたように、米価は二

年きめるのだ、休耕は云々とおっしゃいました

ね。この休耕のほうは言われたと思うのです。一

〇%云々、これは私のところへ入つたいろいろな

資料の上からは、そういう事実は私はないよう

にいかんということを尋ねようとしたところが、お

見えにならなかつた。その後、總理大臣は青森県

の参議院の補欠選挙の応援に行ってたいへん重要

な発言をされました。生産者米価を二年分決定す

存じておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 米価を二年分きめるということ

については、大臣は承知をされていますか、二年

分米価というこの米価のきめ方について。

○櫻内国務大臣 言つたか言われないかもわから

ないのに、いろいろ私が田中内閣の閣僚として申

し上げることは、本来言えば、穩当を欠くわけ

あります。しかし、腹蔵なく、そういうようなこ

とが考えられるかどうか、アイデアとかどうとか

というなら別ですが、具体的に現実にそういうこ

とがどう受けとめられるかということになれば、この節のように非常に各般の情勢の変化があつて、なかなか一ヶ月、二ヶ月先も予想ができないような状況のもとにおいて、かりにそういうお話を總理とかなんとかじやなくて、二年米価というものが考えられるかどうか、こうであれば、私はなかなか困難だ、こういうふうにお答えせざるを得ないと思います。

○竹内(猛)委員 そのこととも関連をしますが、ニクソンがアメリカのほうで十四日の日にインフレ対策としてかどうかわかりませんが、大豆、えさ、あるいはその他のものについて一定の制限をする、真意はまだよくわからなければ、このように、日本政府が最も信頼をして依存してきました、そういう国において、そういうことがやられるということになり、そしてこの委員会においてわれわれは常に、日本の食料の自給度を高めて国内で農民がほんとうに勇氣と自信を持つて農業をやるようについて主張してきたけれども、このまま中国においてもソ連においても食料が不足をして買付けをしなければならない、えさがまた不足するというこの事態の中で、一体政府の今までとってきた農業政策がいいと思つてゐるのかないのか。この辺はどうですか、ざっくり言つて。

○櫻内国務大臣 ざっくばらんに言えといふと、私は自分としては就任以来一生懸命やつてきておるので、私のやつたことを間違っています、こう言つてゐるところがないかと思うのですね。それはそれでざっくばらんに申し上げたことで、しかし、時間的絆縛もございませんから、その間におまえも何か反省するところがないかといふことになれば、それは私としては御批判を受け、反省をするところに進歩もある、こう思つておりますから、決して私が最善であるというような大それたことは申しません。

ただ、アメリカとの関係については、今回の二クソ大統領の声明というものが国内的な対策、

アメリカ自身のインフレ対策である、こういうふうに私は受けとめております。そして、現に全般の価格を抑制するという場合に、農産物について押えておらぬものに対しての一つの歯どめ的な構想として自分に輸出制限の権限を議会から与えてくれ、それでも海外の買いつけによつてそのことが国内の価格に影響して価格を上げるというようなことであれば、それを何とか押さえたいという、そういう考え方の一環としてあの輸出規制についての権限付与ということを言われておるようになりますので、いまのところ、ニクソン大統領のあの言をもつてして、それが直接的に日本のいまの農産物の需給の関係、これは日本側でいえば、場合によれば輸入に關係をする、こういうこととありますから、その需給についていま直ちに問題が起るとは見ておらないわけであります。

○竹内(猛)委員 これは議論をしたら切りのないことですが、場合によれば輸入に關係をする、こういうこととありますから、その需給についていま直ちに問題が起るとは見ておらないわけであります。

○竹内(猛)委員 これは議論をしたら切りのないことですが、場合によれば輸入に關係をする、こういうこととありますから、その需給についていま直ちに問題が起るとは見ておらないわけであります。

○櫻内国務大臣 これは議論をしたら切りのないことですが、場合によれば輸入に關係をする、こういうこととありますから、その需給についていま直ちに問題が起るとは見ておらないわけであります。

○竹内(猛)委員 これは議論をしたら切りのうこと

その問題点を明らかにしてもらいたい。

○櫻内国務大臣 問題というと、国交回復後の初めの協定のことです。そこから、両国において諸準備が十分整つておらないというところに問題といえば問題がある。こう見ざるを得ないのであります。今回水産厅次長が現に中国を訪問しておるわけあります。これは両国の合意によって専門家会議をやろう。こういうことで随員もみな漁業関係の専門的見識のある方々にお出かけを願つておるわけでございます。こういうようなことが昨年の国交回復後早目に行なわれ、そして各般の用意ができてくれば、それは協定の推進の上に役立つたと思うのですが、何ぶんにも共同声明による国交回復で一切がつさいを手がける、こういうことであり、しかも日本側においても、中国側においても同様だと思うのであります。

○中江説明員

ただいま御指摘の日中漁業協定の

交渉がおくれて

いますけれども、外務省といたしましては、日中

共同声明に掲げられております実務協定の締結の

交渉をすみやかに開始するという精神にのつとり

まして、あらゆる実務協定の締結交渉を早く始め

て、長い間正常化されなかつた日中間を正常な形

にするという努力をしておるわけでございまし

て、九月に日中共同声明が署名されましたから、

いろいろ手持ちの資料その他で調べましても、な

かなか中国側の事情もわかりませんし、また中国

側も日本の事情について不明の点があるだろうと

いうことが推測されましたので、昨年十一月に、

御承知のように、日本政府事務当局訪中団とい

うものを組織しまして北京に行つたわけでございま

す。そのときに漁業関係ではただいま北京に

行つております水産厅の安福次長も参加したわけ

です。向こうでいろいろな分科会に分かれまし

て、私も水産関係の分科会に外務省から出ており

ましたので、つぶさに様子を見たのでござります

けれども、ただいま櫻内大臣からもお話をござい

ましたように、両方も非常に相手の事情にうと

いとすることが痛切に感じられたわけです。これ

は中国側の水産当局の方も日本側のいろいろの事

情を聞かれて質問をされて、そして日本側で、た

とえば先ほどからお話の出でおりました資源保存

のためにとっている措置とか漁民保護のために

とつていて措置だとか、そういうことは非常に参

考になるといって喜んで聽取されたわけです。ま

た日本側でも中國側の東海黄海における操業の実

情とか、あるいは中国の水産業の淡水魚と塩水

魚のウエートの問題だとか、いろいろつぶさに当

局者から聞くことができわけです。

そこで、そのときにわがほうからはむしろ積極

的に、日中間の民間漁業協定が六月二十二日で切

れるので、これは早く手当てをしなければいけない、たとえば日本政府としては、国会批准条約になるのかあるいは行政取りきめになるかによつていろいろ手続が違いますけれども、できることならば四月くらいには交渉に入ることができればいいがという希望を表明したわけあります。これに対しまして、中国側は、中国としても協定を早く締結することが利益になるという考え方を持ってゐるけれども、といつて、それじやいつからやうということは言わなかつたわけです。訪中団の最後の全体会議のときに、もう一度リマインドいたしまして、日本側からはできれば四月の下旬くらいには少なくとも始めないと、六月二十二日以後の日中間の漁業問題を政府レベルで軌道に乗せるのはむずかしいぢやないか、この点はどうだということを重ねて申し上げたのですけれども、中国側は検討してみましよう、そしてそのあととの打ち合わせは外交チャネルを通じてやりましよう、こうしたことになつたわけでございます。ことしになりまして双方で大使館が開かれまして、日中漁業協定問題を含めまして、あらゆる問題について、在外公館を通じての通常の外交ルートにおける接觸が何度か行なわれておりましたけれども、現在までのところ、昨年の暮れ、わがほうから申し上げました四月中には協定を始めようぢやないかといふ非公式の提案といいますか、考え方に対する具体的な回答がないままに過ぎてきました。日本といたしましては、そのままほつておくというわけにいかないので、実際にそれじやいつから始めるにしろ、まだまだ始める前段階としての実情調査というか、そういう研究の面で足りない面があるので、資料をほしい、あるいはこういう情報をくれないかというようなことは、外交チャネルでおりに触れてお願いしておりましたけれども、なかなか手つとり早くいかない。この手つとり早くいかないという点につきましては、先ほど農林大臣もおつしやつておりましたけれども、中国側にも事情があるようでございましたし、私も二度ほど北京に参りましたけれども、中国政

府は、国連において代表権が認められてから非常に多くの国と急に国交が樹立された、それで、いろいろの国といひるな協定を結んでいろいろの取りきめを結ぶというので非常に迫われている実情にあることなども事実のようでございまして、決して遅延するとか故意におくらせるとか、そういうことではなくて、両方とも小異は残して大同につくということでやろうという気がまえ、原則については全く意見の相違はないのですけれども、実務的には、日本が期待するほど、あるいは中国が期待するほどどんとしない面がございまして、これを打開するために、先ほど来お話しになつております水産庁の次長が北京に専門家と一緒に行きましたが、今度はもう少し水産問題について集中的に意見の交換をしようということです、もし予想どおりですと、本日から始まつてゐるかと思いますけれども、その結果を見まして、漁業資源の有効利用の面から最もいい取りきめを結ぼう、こういうことを考えておるわけでござります。

○竹内(猛)委員 会議が開かれておるときですか、これ以上深追いをすることはやめまして、いざまたその段階で質問します。

そこで、ソビエト関係ですね、日ソ漁業交渉の問題、これは一九五六年にロンドンで松本・マリタ会談といふのがあって、そしてその後ずっと平和条約といふのがあって、そしてその後ずっと平和条約といふのが結ぶことを前提として交渉を進められ、漁業協定を結ぶということも含めて進めてきたわけけれども、いまだに日ソ漁業協定といふか、そういうものは正式に結ばれておらず、不安定な状況があるわけです。今度田中総理が近く訪ソされて、領土問題を含めた交渉をする。この交渉の中で、はたして今まで懸案事項で

ないのか、この辺の見通しと、それに対する闇議あたりでの話しあい、それから農林大臣としてこれまでの話題を回復されたりで、日ソ漁業条約について長期間の協定を結んだらどうか、毎年といふのはおかしいではないかということで、数量についての長期協定の提案を再三再四にわたりまして從来から提案している次第でござりますが、ソ連側といいたしましては、資源評価の問題等を含めまして、この提案には反応を示さず、結論としまして、この提案には反応を示さず、結論としましては、それぞの魚種につきまして毎年度の交渉ということになつておる次第でござります。

○山田説明員 御質問の日ソ平和条約と日ソ漁業条約の関連につきましては、先生がおつしやつたように、一九五六年ロンドンで日ソ漁業条約の交渉を行ないまして、その結果、日ソ漁業条約は日本とソ連の間の平和条約の効力発生の日または外交関係の回復の日に効力を生ずるという規定がございまして、結局、その後平和条約が結ばれないで、そのかわりに日ソ共同宣言で外交関係の回復をやつた結果、この外交関係が回復されたもので、日ソ漁業条約が効力を生じたわけでございまして、したがつて、平和条約と日ソ漁業条約の関連は一応この点であったわけでござりますが、平和条約ができるに日ソ共同宣言ができた結果効力が発生して、一応平和条約とこの日ソ漁業条約とは理論的には関連はないと了解いたします。

日ソ漁業交渉は、毎年そういう領土問題とかその他の政治的な問題とは関係なしに、双方の専門家によって、全く科学的な資源評価に基づいて、一応平和条約とこの日ソ漁業条約とは理論的には関連はないと了解いたします。

日ソ漁業交渉は、毎年そういう領土問題とかその他の政治的な問題とは関係なしに、双方の専門家によって、全く科学的な資源評価に基づいて、一応平和条約とこの日ソ漁業条約とは理論的には関連はないと了解いたします。

なあ、長期取りきめにつきましては、農林大臣、水産庁長官がお答えになつたとおりでござい

ます。なことにソ連側に対して長期取りきめの締結を要望し、最小限度二カ年間の取りきめを要求したこ

ともござりますが、ソ連側は、将来の資源評価はむずかしいということで、なかなか交渉に応じないということになつておりますが、今後とも外務省いたしましても、日ソ関係を安定した基礎に置くために、長期取りきめの実現については努力をしていきたいと存じます。

○竹内(通)委員 時間が来たのでこれで終わりますがけれども、漁業問題というのはほんとうに大事なときには来るから、日本は主体性をしつかり持つて、中国の問題についてももっと熱意を持つて交渉してもらいたいし、日ソ問題についても、いま触れられなかつたけれども、田中総理が行つて一体どうなるのかということについても答えるがなかつたのですが、これは総理が出てこなければだめかも知れません。国際的にも国内的にも公害の問題やいろいろな不自然な問題がたくさん出てほしいということを要望して、終わります。

○佐々木委員長 米内山義一郎君
○米内山委員 質問に入る前に資料を要求したいと思います。それはこの法案の審議のためにも緊急を要するものでありますので、すみやかにお願いしたい。根室沖地震の漁業被害の状況について資料を求めておきます。

次に、質問を申し上げます。
大臣が御出席のようありますが、けさの新聞を見ますと、「参院大坂補選敗北自民しみじみ反省」という小見出しの記事がありまして、その中で政府首脳がいろいろなことを言われておる。二階堂官房長官は「思い切った政策によつて国民のくらしといのちを守る政党に脱皮したい」、それから鈴木総務会長は「今や弁明している時ではない。原点に立ち返つて一步から党を築かねばならない」、こういうことを言わわれているので、実は私も用意しておつた質問の角度を変えて、大臣からお尋ねしたいという気持ちになつたわけです。
そこで、農林水産における政策の原点というものは、一体具体的には何であるか。この話にも

あるとおり、政治政策の原点というのは、國民の命と暮らしを守ることが原点だとわれわれは考へている。自民党もいまそこに初めて気がつかれたと思うのです。その考え方から言うと、農林水産業における原点とは何か、問い合わせたいと思う。魚一つの問題を見ても、われわれが東京へ来てイワシを食う手段が、青森でタイを食う手段よりも高くつく。これはやはり都市の国民の暮らしの問題でしよう。さらには、どの魚を選んで、これにはP.C.B.が入つていいはしないか、あるいは水銀がないかといつて、安心して食える食いものというは少なくなつてきておる。これは命の問題じやないか。これは原点じやないか。なぜこういうふうになつたのか。それを考えるのが原点に立ち返る思想じやないか。これをどういふ目標でやろうか、これが行政じやないかと私は思つたが、ひとつ腕まくりしたあなたの力こぶ

まずお尋ねしたいと思ひます。
○櫻内国務大臣 ただいまの御質問の御趣旨におそらく沿うと思うのであります。この間うちからこの委員会で私が申し上げておりますのは、農林省は国民に対し食料を安定して供給をしていくために努力をする、その食料をそつういうふうに安心のできるように供給をするという中には、安全である必要がある。すなわち、このただいま問題になつておる汚染などがあつてはならない、だから安定供給というその中には、安全供給といふことも考えなければならぬ、そつうふうに徹していきたいということを申し上げたのを記憶しておりますのでござります。

〔委員長退席 山崎(平)委員長代理着席〕
たてまえ行政ではあるが、ほんとうの行政にはならぬと私は思つたが、暮らしと命

そこで、具体的な問題を中心に聞きますが、内水面漁業の問題です。日本の水産物の消費の総量からいくと微々たるものですが、将来、安心して食える魚は淡水魚以外になくなると思うのです。ところが、いまはその淡水魚さえ産業廢棄物の汚染のために危険なんです。しかし、これは特徴があるので、海の汚染といふものは一たん拡散してしまうと、人間の力では容易に問題が片づかない特徴がある。ところが、河川、湖沼というような内水面の場合、よごすことやめさえすればなおるはずのものなんです。蒸発によって雲が出る、雲から雨が降る、それが河川となつて湖沼に注ぐのですから、金をかけなくとも、原因を

にしてもらいたい。いわゆる國民にいい食料を、豊富に、安定的に供給するということが農林水産政策の原則でなければならぬと思うのです。ところが、いま安心して食える魚がなくなつた。その原因は何かというと、環境破壊です。環境破壊と申しますか、いま高度成長から当然出た結果でありますか、いまの高度成長から当然出た結果であります。この問題をもつと真剣に考えない限り、ことばでは何と言つたってこの問題は片づかなかろうと思うのです。

そこで、きょうはこの一つの問題を中心におねしたいが、長官は先ほど、これからは内水面漁業にも力こぶを入れると竹内委員の質問におつしゃつたが、ひとつ腕まくりしたあなたの力こぶというものをどんなもんだか聞きたいと思う。どなたが効果があがらなかつたのか、どういう程度の力が入つておるか、実は中身を聞きたい。いまでも力こぶが入つてきたかもしれないが、なぜそれが効果があがらなかつたのか、どういうような外部的な要因のために行政施策の効果があがらなかつたのか。あがらないばかりか、かえつて衰退しておるわけなんです。こういうことを検討しないで、力こぶを入れると言つたって、それはから振りにしか終わらない。

〔委員長退席 山崎(平)委員長代理着席〕
たてまえ行政ではあるが、ほんとうの行政にはならぬと私は思つたが、暮らしと命

そこで、具体的な問題を中心に聞きますが、内水面漁業の問題です。日本の水産物の消費の総量からいくと微々たるものですが、将来、安心して食える魚は淡水魚以外になくなると思うのです。ところが、いまはその淡水魚さえ産業廢棄物の汚染のために危険なんです。しかし、これは特徴があるので、海の汚染といふものは一たん拡散してしまうと、人間の力では容易に問題が片づかない特徴がある。ところが、河川、湖沼というような内水面の場合、よごすことやめさえすればなおるはずのものなんです。蒸発によって雲が出る、雲から雨が降る、それが河川となつて湖沼に注ぐのですから、金をかけなくとも、原因を

断てば川の水でめしをたいて食べた日本に返るわけです。こういうことを考えてみると、淡水魚の問題、河川、湖沼の環境改善、維持といつては単に水産業の問題だけではなく、國民の死活にかかる問題もある。ですから、あなた方は、単に助成金をばらまいて、苦労しても効果のあがらない行政を重ねていると私は思うのです。

そこで、水産厅として、淡水魚の問題を考え場合に、どのように力こぶを入れて、あなた方の主管事務である淡水魚の環境保全のためにどういうお考えをもつて対処してこられたのか、今後臨ねたいが、長官は先ほど、これからは内水面漁業にも力こぶを入れると竹内委員の質問におつしゃつたが、ひとつ腕まくりしたあなたの力こぶをもつて対処してこられたのか、今後臨もうとするのか、これは力關係で非常にむずかしく思うと思いますが、しかし、この辺で、國民の命と暮らしを守る原点に立ち返つてこの問題に私は対処してもらいたいと思うから、お考えをお尋ねしたいと思います。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘がありましたように、内水面漁業の総漁獲量は十六万トン前後でございまして、むしろ最近は、どちらかといえば衰退の危惧を多少持つておるというふうに考えておる次第でございます。したがいまして、われわれといたしましては、先ほども申し上げましたように、内水面漁業につきまして今後さらに力こぶを入れなければならない、こういうふうにいま考

えておるわけでございますが、御指摘のように、まず内水面漁業を振興いたしますために、環境をよくしなければならない。水さえきれいに、川の水あるいは湖の水をきれいにすれば、内水面漁業の振興といふものは今後まだ十分に発展の可能性がある、こういうふうに最近考えておりまして、今後この方向に従いましてわれわれといつましても努力してまいりたい。

さらに、この内水面漁業の中で占める問題といつましても、新しくやはり国民のリクリエーションの場としての内水面の振興といふことも一つの大きなテーマとしてわれわれに課せられてきておりますので、こういった漁業者の問題あるいは遊漁者の問題というのも踏まえまして、われわれとしましては努力してまいりたい、こういうふう

にいま考えております。

従来から、御指摘のように、内水面漁業につきましては養殖の主産地形成事業あるいは稻作転換

対策事業等によります養魚の推進等で種苗の供給に重点を置いておるわけでござりますが、こ

ういった種苗の放流はさらに力こぶを入れて、この養殖が進みますように努力いたしますが、この内水面の環境の対策につきましても、海の汚染問題以上にこの問題はさらにきついにしていきたい、

こういうふうに考えている次第でござります。

○米内山委員 若干私の経験をさせてお尋ねしたいと思うのですが、私はいま開拓で問題になつて

いる小川原の漁業組合長を二十数年やつてきたわけです。しかもこのために心魂を碎き、心血を注いできました。昭和三十年ごろでしたか、水産庁

が二年ないし三年にわたって私の經營している漁業組合を調査しまして、その段階では日本の内水面漁業の中の最高の水準に達したという評価を受けたことがあります。そのためにはやはり上流の鉱山から来る排水をいかに合理的に処理するか、

湖の中の資源維持はどうするか、新しい魚種をどうするかというようなことをやり、さらには流通関係までやつたことがあります。どんなに苦労してもこれがゼロになる時代が来るわけです。特に今度のむつ小川原巨大開発は、小川原湖を工業用水源にとらなければあの開発は成立しません。

そうすると、これを淡水化するために湖どめ水門をかりにつくつたとすると、沿の水質の変化が起きまして、いま鹿島開発で霞ヶ浦の一部分のシジミが、つい先日の新聞を見ましても、四千トンも死滅したという事件が起きている。こういうふうなことが当然理学的に起きるんです。さらに統計を見ますと、日本の河川、湖沼の漁獲高の中ににおけるワカサギというものは現在二千トンぐらいにしかなっておりませんけれども、八郎干拓がされるころまでは、第一は八郎潟、第二は霞ヶ浦、第三は小川原湖というようなことで、この三つの湖沼だけで五千トンもとれていた。こういうものが政治のために奪われる。開拓という名のもとに

壊滅しつつあるわけです。これはとても技術では片づかない、政治で片づけなければならない問題です。

こういうことについて政府として、開拓と水産合經營というのも發展の方向へ行くんですけれども、そういうことに希望を失つた場合には、もう人間には熱意がなくなる。そうして結局は開拓に湖を売つて、漁業権を高く売ればいいということがなつてくるんです。そうすると、日本のこう

いう自然をさえる人間的な力も物理的な力も失われるのです。これが今日開拓のわれわれは一番おそれている点なんですが、具体的にむつ小川原の問題を考えた場合に、鹿島では農工両全とい

が、あそこでは、工業も発展させるが、残された貴重な水産資源もどういうふうに発展させるかと

いうような具体的な案があるから十省庁会議で了

解されたと思うが、いまの段階での小川原湖を中心とした湖沿群の水産的な活用というものの、さ

らにはいま長官が言うような国民のレクリエーションと申しますか保養の場と申しますか、そういう

ふうに申しますか、それを対象にしたときに生

か、いままでは気がつかなかったのかどうかを長官にお尋ねしたいと思います。

○荒勝政府委員 海なり川が非常に最近急速に汚染をいたしてしまして、これは産業開発の結果の

と始末を十分にしないことによる影響というこ

とのほか、当然に産業の導入に伴いまして、都市、

屎尿等を含む人口増によりますいわゆる川の汚染

というようなことも相重なりまして、廃棄物あるいは屎尿投棄というようなことが相重なりまして、

年々非常に汚染が進んでおるわけであります。最近の調査等によりまして非常に汚染が進んでおる

ということをわれわれはあらためて認識を深くし

まして、急速にこういった汚染が進んでいるのを防止し、かつまた環境を改善していくという前提のもとに、いろいろな対策会議が中央で持たれましてこの問題に対処していくべく、今後一切川を

あるいは海を汚染してはならないという前提のもとに、それぞれ対策会議を持つて検討している最中でございます。

○米内山委員 おかしいんだ。そういううりっぱな

案を持って対策を立てているならば、私を含めて地域の関係者、利害関係者特に深く持つてある漁業関係者なり農業関係者なりにその中身を具体的に説明して、説得するなり納得を得る方法をとるべきです。国会の委員会でこんな抽象的な論議をしたって、現地では全然空氣も感じ取れないのです。いままでは不十分だったが、今後はこういうふうにして調査をし、こういうことを必ずやりますというようなことがいまの段階で言えるのです

が、あそこでは、工業も発展させるが、残された貴重な水産資源もどういうふうに発展させるかと

いうような具体的な案があるから十省庁会議で了

解されたと思うが、いまの段階での小川原湖を中心とした湖沿群の水産的な活用というものの、さ

らにはいま長官が言うような国民のレクリエーションと申しますか保養の場と申しますか、そういうふうに申しますか、それを対象にしたときに生

か、いままでは気がつかなかったのかどうかを長官にお尋ねしたいと思います。

○荒勝政府委員 この間の環境庁を中心とした

ます対策会議におきましても、この汚染の実態を今後急速にかつ徹底的に調査するということがまず第一議題になつたわけであります。それとともに、それに伴う住民の健康被害をあわせて調査す

るということになつておりますが、いままで十分に政府側で河川なり海が汚染されてきてるとい

うこととは感覚的にはわかつておつたのであります

が、公害問題に対するいろいろな事務の手続上の

おくれから、この問題につきまして十分な知見とい

いますが、自分自身で調べた調査結果といふものは持ち合せていないかったということでお、今回

水銀問題あるいはP.C.B.問題を契機といたしまして、全国的に急速に汚染されていると思われる、しかも特に国民の健康にとって有害と思われる地

沼の中では非常に重要な地位を占めている湖です。

霞ヶ浦はあるとおりな状態になつてはいるし、琵琶湖でさえ汚染がきびしくなる、さらに水利開発のために特産のアユの種苗の生産、維持も困難であろうと予測されるときに、国内で自然が保全され

ところが、それも安心がいかないので、実は私のごろ代議士になつてきてさまざまの政府の公にした刊行物を見てみましたら、昭和四十五年に調査した資料がございました。そうして四十六年に公にした資料があるのですが、それは全国のカドミウム汚染を対象に調査していますが、小川原湖のシジミにかなり値の高いカドミウムがある。その資料の上から見るならば、全国最高のものがあります。ところが、私、知らないなかつた、県民も知らないかった。一体行政というものはだれを対象に行政をしているか、生産者だけじゃない、消費する人のことも考えて行政しなければならないのですが、そういう重大な問題が、形式の面では公にされた形をとっているけれども、具体的には何らなされていません。そのくらいだから、この原因は何であり、どうしてこれを改善しようかという対策さえ解消されたと思うのです。いままでは不十分だったが、今後はこういうふうにして調査をし、こういうことを必ずやりますというようなことがいまの段階で言えるのです

が、あそこでは、工業も発展させるが、残された貴重な水産資源もどういうふうに発展させるかと

いうような具体的な案があるから十省庁会議で了

解されたと思うが、いまの段階での小川原湖を中心とした湖沿群の水産的な活用というものの、さ

らにはいま長官が言うような国民のレクリエーションと申しますか保養の場と申しますか、そういう

ふうに申しますか、それを対象にしたときに生

か、いままでは気がつかなかったのかどうかを長官にお尋ねしたいと思います。

○荒勝政府委員 私たちの手元にもいろいろな形

で、各種研究機関なりあるいはそれが公的なものであれ民間のものであれ、それぞれの段階で調査

された資料はいろいろな形で手元に保有してございますが、従来の調査が多少実験的といいますか、サンプル的な調査あるいは研究的な調査など多

りまして、その調査資料に基づきまして直ちに行政アクションを起こす、行政的な対策をとるといふほど、われわれとしましては資料といたしまして十分ではなかつたというふうに理解しております。

○米内山委員 それぢや私は具体的に要求したい

して、特に最近被害が大きくなつてきているといふうに思われましたP.C.B.につきましては、水産庁あるいは環境庁あげて行政機関みずからが本件の調査に当たつたわけございます。そして汚染の状態を国民にはつきりお示しすることによつて、この問題の対処をしていきたいというふうに考へておるわけでござりますが、從来、ただいま御指摘のように、私たちいたしましては、カドミウムの汚染の実態につきましても、もし必要とあらば、私たちのほうでもまた今後調査もさせていただきますけれども、従来の調査はどうもまだ十分に行政対策としては、多少資料としては不十分な点があつたということで、今後全国的に調査いたします重金属を含む水銀、あるいはこういう分解の非常に困難な、人体にさらに健康的にも問題があるかもしれないP.C.B.というふうなものを超重点的に取り上げまして、逐次汚染源の解明につとめてまいりたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○米内山委員 こういうものは一片の資料だけで

すべてをこうだといふわけにはいかないわけです。

だが、こういう極端なものが出来たときは、それに疑いを持つて、これは貝だからたくさんのお金がなされたのだと、これはここに生息したからこうなのだと、その原因になるものは何だろうか、その因果関係を明らかにし、さらに貝類のみならず、他の魚族も調査して改善するなら改善する、こういうふうなことをやるのが人間を大事にする政治なんです。そういう危険なことは新聞では一ぱい書くが、現地にあることは触れないでいるということは、ぼくは政府は組織的に緩慢な殺人行為をやつているのじやないかとさえ思われるを得ない。明らかにカドミと、いうようなのは、P.C.B.に限らず、水銀に限らず、人体を死ぬ方向に歩ませているものなんです。こういうものに対してはもつと神経質になつてもらいたい。そして政府の行政だけじゃなしに、消費者も含む全国民的な運動と申しますか要求の上にやらないと、みんな部分的で一時のがれで、根本的な解決になら

ぬのです。だから、私は、長官がせつからそこまで言われる所以であるから、水産庁の持つている機能を發揮して、まず小川原湖の重金属による汚染状態はどうであろうか、対策をどうすべきか、きみでこれを重大なんです。

あの地域に、いま政府構想ですか、いわゆる巨大開発、ナショナルプロジェクトというものがある。このたび青森を行つた田中総理の所によると、あれは青森県が主体である、青森県が熱心だから政府が応援する気になった。県知事に言わせると、これは国家的開発だと言う。こういうようなことが簡単にぐらぐらしてきていたわけだが、あそこにあるだけの規模の工業がかりに立地するならば、やがては十万ぐらいの都市が形成されるはずです。そうすると、あの地域の自然条件からいって、住民の都市用水を申しますか、衛生上の水はこの湖からとる以外に水源がないのです。こういうことともかかわるの、これは開発の基礎調査の上には必須の調査要件であります。ところが、いま調査するのは水の量の問題、どれだけとればどのよ

うな変化が起きるかというようなことを調べているのですが、いまのままでいきますと、日本の内水面漁業といふものは、自然界を対象とする河川、湖沼における漁業だけではなく、養殖漁業まで壊滅的な状況に突入する可能性がきわめて強い。そこで、国としてこういう問題に対応するため、私は能力がないとは思いません、これだけ科学技術の発達した国ですから能力はないとは思ひますが、やる気がないからこうじやなからうかという疑いを持つわけです。これは行政の問題です。

たとえば淡水魚十五万トンという統計の中の河川、湖沼における漁獲高は五万トンで、そうしてウナギとかマス類の養殖が十万トンというが、その中でウナギの問題一つを見ましても重大ではないかと思うのです。マスも同じですが、特に日本給餌養殖といいますか、積極的に高たん白の餌料を給餌している養殖、稚魚養殖といふものは、稚魚を成魚に変える漁業なわけです。ハマチもそうです。しかし、このように国際的にフィッシュシユミールの生産が窮屈になつてきますと、とてもこれは及びがつかなくなるだらうと思う。そういうふうなことで、餌料の面の研究と申しますか、魚の生理、栄養、こういうふうな新しい技術が日本の淡水魚にすみやかに普及しない限り、ピンチの来るることは明らかです。

私は四、五年前に西ドイツへコイの調査を行つきました。ドイツのコイの餌料の状態を見まし

たが、たん白の内容及びカロリーの量というものは日本の三分の一、しかもたん白源として綠肥に使つ豆類まで使うというような、非常に節約的な技術が一般的であるわけです。特に中国の内水面漁業といふものは驚くべき歴史と現代的な発展をしておる。実際に、人間の食えるものを魚に食わせたほうがもうかるからという思想さえないわけです。それでも淡水魚はいまではおそらく四百萬トンをこえておると思うのですが、こういうよな发展を遂げておる。

そういう点から見ると、日本の水産業における科学技術的な研究というのは、質の研究は高いが、行政を通していかにこれを拡大するか、この部分がものすごく欠けている感があるのです。これはもう、私は現場で、国の試験研究普及体制というものについて実は歯ぎしりするほど手ぬるいやり方だと、こう思い続けてきたのですが、いまの国が中心となつてゐる地方の試験研究所を含む体制に問題を感じていなか、私はひとつ問題提起したいことがあるから、現段階で水産庁はその点についてどの程度の御認識があるかをまず承りたい。

○荒勝政府委員 現在水産庁におきまして、淡水魚につきましての専門の研究所は淡水区水産研究所がございまして、ここで淡水漁業の振興に資するための調査研究を専念して行なつておるわけですが、長官はせつからそうおっしゃるのだから、力こぶを入れてひとつこれの調査をやる、調査だけではなしに、直ちに対策を考えていただきたいと思いますが、御所見はいかがですか。

○荒勝政府委員 ただいま私たち、環境庁を中心にます全国的な水銀の汚染状況調査といふところにつきまして最後の詰めを行なつておりますが、それをお早急に実施するということで、全国の汚染源の検討といいますか、非常に汚染されておるかもしけない地区につきまして、ただいま全力をあげて対策を検討しておりますが、まず水銀の調査といふところへ重点を置いておる次第でございます。

この淡水魚の研究所の中で一つ人工餌料といふところ、ハマチ類に至りましては、一トンのハマチをつくるのに約七トン前後のほかのイワシなど、私たちのほうでも、従来、ただいま御指摘のよう、魚を養殖するのに魚をもつてするといふことで、ハマチ類に至りましては、一トンのハマチをつくるのに約七トン前後のほかのイワシなど、そのほかのコウナゴといふような魚類を、何

トンものなまものを使って養殖してきた次第であります。その結果につきましては、肥大的過程におきましてはある程度の研究成果はあったものの、私たち世界的な形で研究者が集めましたいろいろな総点検の中もありまして、ただいま御指摘のように、単なる魚を飼うに魚をえさにするという従来のあり方では、やはりコストも高くなるし、魚の健康管理上にも多少問題があるというようなことで、いろいろ調査いたしております。できますれば魚のえさの中に植物性のたん白を相当含有することがいいのではないかということで結論を出しております。私がふだんから聞いております話としましては、植物性たん白を中心二割くらい入れたのが効率としては最もいいということであります。これを直ちに漁業振興のためにそういう行政方式をとるかとらぬかにつきましては、今後さらに検討させていただきたいと思います。この人工餌料の配合ぐあいといいますか、これらの問題につきましてはさらに検討いたしまして、日本内の内水面の漁業者あるいは養鰻業者の方々に、十分実行にたえ得るような結論を出すよう努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○米内山委員 実は日野市にある農林省の淡水魚研究所というものの実情は、私、かなり詳しく知っておりますが、あれじやだめなんです。それは病理とか栄養とか生理というものをコンクリートの水槽の中で研究するにはあれであります。それからもせんけれども、一たんそれを現場に移す基礎的な実験をするためには、あんな水の量、あんな狭いお粗末な研究所では、日本のようないくつかの水産研究所としては貧弱きわまりない。私は何もせいたくな研究所を要求するのじゃないであります。もっと広くて、そうして将来長期にわたって水量が保証されるものでなければ、県の試験場なりあるいは民間に進んだ技術を普及するためには、実験的なモデルにもならない。だから、もし内水面漁業の発展を期する中心研究所ならば、まず第一に、水質と水の量の多いことを中心にしないと日野みたいなものにしかならない。一ころは筑波

に持つていくという話を聞いたことがありましたから、ばかなことを考えるものだと思ったこともあります。その点を私は特に申し上げておきたいと思います。いずれ、候補地もあると言われておりますので、私も及ぼながら、現地なども見て御意見を申し上げる機会もあろうと思つております。それはそれだけにして、次に、そういうふうにしてでき上がった研究の成果をどういうふうにして産業化するかという問題点なんです。官庁のや人の人工餌料の配合ぐあいといいますか、これらの問題につきましてはさらに検討いたしまして、日本内の内水面の漁業者あるいは養鰻業者の方々に、十分実行にたえ得るような結論を出すよう努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○米内山委員 実は日野市にある農林省の淡水魚研究所というものの実情は、私、かなり詳しく知っておりますが、あれじやだめなんです。それは病理とか栄養とか生理というものをコンクリートの水槽の中で研究するにはあれであります。それからもせんけれども、一たんそれを現場に移す基礎的な実験をするためには、あんな水の量、あんな狭いお粗末な研究所では、日本のようないくつかの水産研究所としては貧弱きわまりない。私は何もせいたくな研究所を要求するのじゃないであります。もっと広くて、そうして将来長期にわたって水量が保証されるものでなければ、県の試験場なりあるいは民間に進んだ技術を普及するためには、実験的なモデルにもならない。だから、もし内水面漁業の発展を期する中心研究所ならば、まず第一に、水質と水の量の多いことを中心にしないと日野みたいなものにしかならない。一ころは筑波

ポピュレーションといいますか、魚の生息状態あ

るはその資源の状態ということの学問が急速に発展してまいりまして、これは日米加あるいは日本の間の技術交流もありましたが、そういった魚をたくさんとるという技術に超重点が置かれて行なわれてきたのでございますが、最近の新しい水産の動向にかんがみまして、また方向といふか新しいテーマを求めて最近展開しているわけであります。その中にあります、養殖ということがある意味で相当研究の成果があがり、また産業的な発展の基礎になりつつあるものも出てきております。次第でございます。その典型的な例が一つはエビの増養殖事業ということです、一つの大きな効果を示してきていることは事実でございます。これを踏まえまして、われわれいたしましては、その法則的な問題がある。だが、何のためにしくじったか、現場のわれわれには発見しかねるのです。また偶然成功することもある。なぜこれが成功したのかは法則的に理解できかねるのです。だから、これはある場合には名人技術に終わる場合があるわけです。うまく魚を養える人は養えるが、一般的には失敗する場合もある。これをどう克服するかということです。これは非常に大事です。今までにない発見をすることよりも、あるものを発展させるという考え方があげられてゐます。行政的に正しいのです。そのためにはどうするかということです。今までのこういう結果について、何か反省なり総括して自分たちでお気づきになつておられる点はございませんか。

○荒勝政府委員 水産庁の指導監督いたしております水産研究所、あるいは指導いたしております府県の公的な水産の試験場なり研究所、あるいは大学等その他の民間の試験研究機関をあわせまして、水産庁の技術陣は常にシンボジウムを持ち、また検討会をいたしまして、新しい技術を調査してきている次第でございます。特に從来戦後一貫いたしまして、漁獲量を拡大する、たくさんどるという観点から水産につきましてのダイナミック

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○米内山委員 いまの水産庁のそういう農漁政のやり方というのは、一種のたれ流しじゃないか。研究のしつばなしなんですよ。それが現場にいつてどういう実績をあげているか、成功したかしないかというものをくみ取らないのです。こういうものくみ取って、たくさんさんの経験があるんだから、それを一ヵ所に集めて、なぜ成功したか、なぜこの地域では失敗したか、この技術は北では適用するが南ではだめだというようなことをもつと、理論的申しますか、法則的に総括して、それをまた大衆に、現場に戻してやる、そうすると、そこからまた新しい進んだ経験が生まれてくる、それをまた集約して総括するというような機構がないわけなんです。何とか会議とか何とかシンポジウムといふものはあるけれども、学者同士の、まるで大学教授がシンポジウムをやるようなことをやつたて、現場では、無縁故とは言いませんが、あまり行政としては効果がないのです。その点は大学の試験研究といふものと行政の持つ試験研究機関といふものは画然と区別されなければならない。さらには、すべては国がやるが、注文したつてできるものじやないし、非能率的ですから、北海道といふような緯度の高い地域、気温の低いところあるいは東北なり中部なり九州といふような地域に、都道府県とともに試験研究を密接にして、共同研究、その地域の産業経済と結んだ研究を発展させることをお考えになつたらいかがだろうかと実は私はかねがね思つてゐる。これは確かに私は私なりにそうすることは非常に効果的だと信じておるんだが、どうですか。そういうような方向に、せつかくできた研究をたれ流ししないで、受けとめるキャッチャーをつくる、そこからまた小さな種がまかれるというようにするならば、淡水魚には環境の問題と、こういう種苗なり病理なり栄養なり、こういうものとの組み合いで総合的に、能率的にできる可能性ありと私は思うのですが、いかがですか。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘の点につきまし

ては、十分に今後心がけて私たちも普及に努力してまいりたいと思いますが、従来 水産庁に調査研究部というのがございまして、研究一課の国試験研究機関を直轄している課と、それから研究二課というのがございまして、これが普及業務をやっている、あるいは地方の試験研究機関の調整機構を担当しておったわけですが、今回、先日成立いたしました水産庁の機構改革の法律案が通りましたので、これを機会に調査研究部の名称を改めまして、開発研究部というふうに名称がえをするのみならず、担当のほうも、研究部門は研究課を設けまして、從来以上に研究に努力いたしましたが、さらに研究二課といった課を名称変更並びに内部の業務内容を変更いたしまして、開発普及課というふうに名称を変更いたしました。さらには開発されたものを全面的に普及していくことで、開発と普及とを同じ課で指導体制を強化していくという仕事を研究開発部で行なわせることにしたわけであります。さらに開発されたものを全面的に普及していく、こういうふうに今後心がけてまいりたい、こういうふうに考えております。

なお、例でございますが、東北の最近のホタテガイの振興といいますか、増産は非常に目をみはるものがあるわけでございますが、これにつきましても、過去非常に成功したときもありましたが、また非常に失敗した例もありまして、失敗した例を踏まえまして、今後ホタテガイが失敗しないようについて、調査あるいは研究陣が地元の方といろいろ検討した結果、最近におきましてはホタテガイについても死滅するのが少なくなつてきているというふうなことも、ただいま先生の御指摘になりました調査と普及との結びつきといふまいりたい、こういうふうに考えております。

○米内山委員 長年にわたるわが国の研究の蓄積といふものは、世界的に見ても非常に水準の高い

ものがあります。だが、これは使わなければ宝の持ち物されなんですよ。そういうふうなきらいをやつたものから民主的な普及体制というものを特要望してやみません。

それから、現在ある技術をもつと使わなければ

いいへんな問題があるのです。実は私、この一月に中国へ行きました。主として農業の技術交流、民間的な技術交流の問題で十日ばかり話し合ってきましたが、そのときに中國側からウナギの稚魚と申しますが、シラスの話が出たわけです。いま

は危険なはずです。だが、北のほうは、私の聞いた範囲では、のぼってくる季節なりあるいは捕獲している場所なりで聞きますと、これはいわゆるアングリアジャポニカに間違いないというよう感じがしますけれども、見ないことには安心できません。こういう場所に日本の技術者を派遣して、どうしたならばこれが——生産者である中国側も今までアヒルに食わしているというんだから、未利用資源なんです。中國の資源としても活用し、わが国の資源としてもそれこそ安定供給を

すれば安いというほどのものでもなかろうと思ひますけれども、せいぜい高くて六、七万というのが相場でしよう。去年あたり二十万近い値が出ていたものを開発段階に移していくという仕事を研究開発部で行なわせることにしたわけであります。さらに開発されたものを全面的に普及していく、こういうふうに今後心がけてまいりたい、こういうふうに考えております。

なお、例でございますが、東北の最近のホタテガイの振興といいますか、増産は非常に目をみはるものがあるわけでございますが、これにつきましても、過去非常に成功したときもありましたが、また非常に失敗した例もありまして、失敗した例を踏まえまして、今後ホタテガイが失敗しないようについて、調査あるいは研究陣が地元の方といろいろ検討した結果、最近におきましてはホタテガイについても死滅するのが少くなつてきているというふうなことも、ただいま先生の御指摘になりました調査と普及との結びつきといふまいりたい、こういうふうに考えております。

○米内山委員 長年にわたるわが国の研究の蓄積といふものは、世界的に見ても非常に水準の高い

ものがあります。だが、これは使わなければ宝の国内ではすでにこういうふうな環境破壊のために資源は減る一方ですけれども、中國の中でも南のほうは危険なはずです。だが、北のほうは、私の聞きいた範囲では、のぼってくる季節なりあるいは捕獲している場所なりで聞きますと、これはいわゆるアングリアジャポニカに間違いないというよう感じがしますけれども、見ないことには安心できません。こういう場所に日本の技術者を派遣して、どうしたならばこれが——生産者である中国側も今までアヒルに食わしているというんだから、未利用資源なんです。中國の資源としても活用し、わが国の資源としてもそれこそ安定供給を

することは何もむずかしいことじやない、やろうと思えばあすでもできることなんです。こういうふうなことなども実はおろそかになつてると私は思うのです。その意味から、早くいわゆる漁業権とか漁業上の中国との交流だけじゃなしに、専門家、技術者、こういう関係の交流についてもやつを見ましても、中國大陸とは非常な地理的にも歴史的にも深い関係にありますから、大事だと思います。

それから、先ほどの高たん白の餌料だけで養魚をやるのは将来非常な問題がある。そうすると施肥漁業ということになる。日本の養鶏はいま鶏ふん公害でたいへんな困難をしていますが、これをため池なりあるいは大型湖沼なりに肥料として供給することによって、第一次的には植物性のプランクトン、二次的には動物性のプランクトン、こういうふうな形でレンギョなどの生産も考え得る。日本人は気短かですから、料理法を研究しないで、中國の魚を食つてしまいとということになりますが、その次の段階では調理法の研究も必要であります。これにもウナギでないウナギがかなり多いのです。金を出して買ってきて、えさを食わせて食べられないウナギ、こういうことが現実に行なわれているのです。ある商社はフィリピンから入れています。これにもウナギでないウナギがかなり多いのです。金を出して買ってきて、えさを食わせて

いる。日本は気短かですから、料理法を研究しないで、中國の魚を食つてしまいとということになりますが、その次の段階では調理法の研究も必要であります。これが中国で食うともすごいうまい魚だと思うが、東京や大阪の人は見向きもしないというよう

者は、それぐらいのことはもうずっと前から勉強しているわけなんです。こういうふうに、実際にされてやつていてことしかねない。日本の科学技術は本当に小川原湖の問題じやないのです、思想の問題、ものの考え方の問題です。これは例外だ、小川原湖だけはこれは工業開発のために目をつぶつてもらいたいというような考え方があり得ない。一人を迫害する政治というものは全国民を迫害する政治なんです。九十人は生きますが十人は殺してもらいたいというようなそんなむざんな考え方はありません。民主主義社会では、だから、あく

とできない基本的な問題です。単に質的な問題だけを研究するんじやなくて、社会的な生産者、消費者を結合させることで、中国の淡水魚の専門家との交流を急ぐべきであると思うのですが、もうそういう機運もあるわけですから、この際急いでいただきたいと思いますが、大臣、そういう考え方方はございますか。

○櫻内国務大臣 後段の御質問の中国との間における淡水魚の技術交流、これにつきましては、ただいま中国へ参つております水産庁次長以下の大使團がその役目の一端もになつておると承っております。

本日たいへん御造詣深い、広範囲にわたる御意見をいただきまして非常に私も勉強させていただけでございまして、御所見のように、今後日本と中国との間ににおける淡水魚を中心としての技術交流の上にいまの御意見を生かしてまいりたいと思います。

○米内山委員 公害とか環境破壊がすでに全土をおおつてしまつておるわけですが、特に私はこの

見をいただきましたが、非常に私も勉強させていただけでございまして、御所見のように、今後日本と中国との間ににおける淡水魚を中心としての技術交流の上にいまの御意見を生かしてまいりたいと思います。

それから、先ほどの高たん白の餌料だけで養魚をやるのは将来非常な問題がある。そうすると施肥漁業ということになる。日本の養鶏はいま鶏ふん公害でたいへんな困難をしていますが、これをため池なりあるいは大型湖沼なりに肥料として供給することによって、第一次的には植物性のプランクトン、二次的には動物性のプランクトン、こういうふうな形でレンギョなどの生産も考え得る。日本人は気短かですから、料理法を研究しないで、中國の魚を食つてしまいとということになりますが、その次の段階では調理法の研究も必要であります。これが中国で食うともすごいうまい魚だと思うが、東京や大阪の人は見向きもしないというよう

までも自然を保護しながら、あらゆる産業が調和をとりながら——調和ということばは少し不正確で、あとで何か出そうだからやめますが、調和じゃない、どつちもやれるように、そうして力のあるものが弱いものを、近代産業が農業、漁業を力づくで倒すというようなことに対する私は、農林大臣が政治生命をかけて防衛していただきたいと思います。最後にその御決意を承りたいと思います。

○櫻内国務大臣 農業あるいは漁業、林業、農林省の所管をしておられるこれらの産業を見まするときに、御指摘のような環境保全と密接な関係を持つておりますて、またその心得があつて初めてほんとうの意味における農業や林業や漁業がやれるものと、このように私は心得ておるわけあります。

いま御質問の中で調和というおことばを入れられて、ちょっとそれを避けられたわけあります。が、そのおことばは私のほうでちようだいいたしまして、国土の均衡ある開発とか調和のとれた開發ということは、かねて来私どもの申しておるところでございまして、まあ、これだけでは少し抽象的ですから、一言現実に申し上げてみますと、きょうの内水面のお話を承りまして、この面で自然環境もだんだん破壊されていて、そして水産物の關係でも年々減っていく、確かにそういう傾向にあるわけでございますが、他面、その試験研究のことを非常に熱心にお説きいただきました。が、この工業の發展に伴つて電力の必要も出てきて、全国に相当数のダムができる。あるいは砂防の關係で砂防ダムができるということで、湖沼などが壊滅せられておる一面において、そういうことで人工湖のようなものも相当できることとは、これはお認めいただけると思うのであります。そういうことを考えまするときには、きょう非常に御熱意をもつて言われました内水面關係の試験研究の成果というものがそういうところに生がされていく素地というものは持つておるのでないか。そういうこともあわせ考えましたので、私としてはきょうの御意見を尊重して、環境を保全し

自然を破壊しないように、また新たに造成されるとおり人工湖のようなものも生かしながら、内水面における水産業についてもこれからもっと力を入れてまいりたいと思う次第でございます。

○佐々木委員長 この際、午後三時再開することとし、暫時休憩いたします。
午後一時一分休憩

○佐々木委員長 午後三時三分開議
○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。津川武一君。

○津川委員 漁船保険のことですが、百トン未満の船に対しても純保険料の一部を国庫が負担しております。これはいいことです。沿岸漁業、小漁業家では五トンから十九トン未満の船が多く、事故もこうした船に多くなっております。

そこで、私は、こういう保険の重点を注ぐべきところは、弱いところ、そして事故の多いところ、こういうところへ重点を指向して国政を運営すべきだと思うのですが、いかがでござります。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘のように、この

渔船保険法の本来のねらいは、零細な沿岸漁民の所有する漁船について国が再保険をかけることによって、沿岸漁民の生活を今後振興していくといふ目的のためにつくられたものでございまして、百トン未満を前提といたしまして国が国庫負担を持つということ、百トン以上の大型漁船につきましては国庫負担を持たぬという趣旨でこの法律

がつくられたいきさつがござります。

○津川委員 私の御質問が多小舌足らずで至らない点がございましたが、私たち水産庁といつしましては、零細な漁民の所有する漁船に対しましては、零細な漁民の所有する漁船に対しましてこの保険組合に加入することを常に呼びかけまして、そして呼びかけることによりまして小さのがふえることを期待しているのでござります。

けれども、宣伝といいますか、政府側の姿勢がな

お足りないために、加入者はどちらかといふとあまり促進されないことについてはまことに遺憾に思つておりますて、われわれとしましては、今後

努力を続けてまいりたい、こういうように思つてあります。

○津川委員 ところが、実際に小さな船を持ってる人に聞いてみたら、かけていかれない、つい

すぐとはいからくとも、その方向で再検討すべきだと思うのですが、いかがですか。

○荒勝政府委員 この沿岸漁業におきます沿岸漁弁、まことにありがとうございます。きょうはこれで終わります。

船のあり方が、私たちの見ている限りにおきまして、最近ますます造船熱といいますか、安全な船をつくりたいという趣旨もございまして、どちらかといいますと、少しずつ大型化といいますか、

船の安定性が増してきているというふうに、趨勢としてはそう見ておりまして、非常に小さな一トントン、二トンというふうなほんとうに日帰りのような船につきましては、むしろ漁船保険をかけるよりもかけないような形にだんだんなってきている。

こういうふうに理解している次第でござります。

○津川委員 いいですか、荒勝長官、無動力船が非常に多いわけです。あなたのいまの言うことを聞けば、これなんかぶれてしまつたほうがいいとも聞こえる。私は弱いところに重点を指向すべきだと思うのです。重点を指向して、そしてあなたが言うとおり、近代化された装備がよくなつたのこれにこしたことはない。それを待つて、だからそれにやならなくてよろしい、こういう考え方方が皆さんの中にちらつくわけですが、私は今度の場合、一番の重点は五トン未満とか無動力船、

そのところに重点を依然として指向すべきだと思う。あなたはここのこところは動力化する、大型化するからいい、こういう考え方だと思うのですが、それじやいかぬと思うのです。いかがですか。

○津川委員 零細な漁船が一〇〇%加入できる方向に国の補助をふやすように検討すべきだと思います。

○荒勝政府委員 一〇〇%加入できるようにしたいということは水産庁のかねがねの気持ちでござりますが、現実問題としてなかなかそういうことがあります。現実問題としてなかなかそういうことを先ほどお申し上げたのであります。が、なお今後とも零細漁船の加入ということの普及につきましては全力をあげたいと思っております。

○津川委員 現実問題として一〇〇%加入させようとすれば、国庫補助金をふやせばそこで問題が片づく、私はこのことを指摘して、次のほうに移ります。

それから、漁船保険の事務費ですが、国の負担が二・八%、そういう形であとは実際の船の所有者たちが事務費を負担しなければならない。これではなかなか運営がめんどうになる。ここにもまた問題があるわけです。あなたの言われた一〇〇%近い方に加入させようと思うならば、この事務費を円滑にしなければならぬ。これをもう少しふやす方法はありませんか、気持ちはありませんか。

○荒勝政府委員 私たちもこの漁船保険組合の事務費の補てんにつきましては極力努力しておるつもりでございまして、わずかな金額でござります。

○津川委員 いま長官がはしなくも言つたが、ついていけないのであります。そこで、ここにもつと国庫補助をふやすべきだと思うのですが、この点ばかりがでござります。

○荒勝政府委員 国庫負担の割合につきましては、私どももいたしましては、機会があれば、一つの理屈さえ立つならば、ふやすという姿勢は持っておりますけれども、今回法律の御審議を願かがでござります。

います過程におきましては、まだそういう結論といた思つております。

○荒勝政府委員 は、私どももいたしましては、機会があれば、一つの理屈さえ立つならば、ふやすという姿勢は持っておりますけれども、今回法律の御審議を願かがでござります。

○津川委員 いま長官がはしなくも言つたが、ついていけないのであります。そこで、ここにもつと国庫補助をふやすべきだと思うのですが、この点ばかりがでござります。

○荒勝政府委員 この沿岸漁業におきます沿岸漁弁、まことにありがとうございます。きょうはこれで終わります。

船のあり方が、私たちの見ている限りにおきまして、最近ますます造船熱といいますか、安全な船をつくりたいという趣旨もございまして、どちらかといいますと、少しずつ大型化といいますか、

船の安定性が増してきているというふうに、趨勢としてはそう見ておりまして、非常に小さな一トントン、二トンというふうなほんとうに日帰りのよう

な船につきましては、むしろ漁船保険をかけるようになります。

そこで、私は、こう見ておりましては、まだそういう結論といた思つております。

○荒勝政府委員 一〇〇%加入できるようにしたいということは水産庁のかねがねの気持ちでござりますが、現実問題としてなかなかそういうことがあります。現実問題としてなかなかそういうことを先ほどお申し上げたのであります。

が、なお今後とも零細漁船の加入といふことの普及につきましては全力をあげたいと思つております。

○津川委員 現実問題として一〇〇%加入させようとすれば、国庫補助金をふやせばそこで問題が片づく、私はこのことを指摘して、次のほうに移ります。

それから、漁船保険の事務費ですが、国の負担が二・八%、そういう形であとは実際の船の所有者たちが事務費を負担しなければならない。これではなかなか運営がめんどうになる。ここにもまた問題があるわけです。あなたの言われた一〇〇%

%近い方に加入させようと思うならば、この事務費を円滑にしなければならぬ。これをもう少しふやす方法はありませんか、気持ちはありませんか。

○荒勝政府委員 私たちもこの漁船保険組合の事務費の補てんにつきましては極力努力しておるつもりでございまして、わずかな金額でござります。

が、事務費の補てんにつきましては年々ふえてきている。ことに人件費の高騰を念頭に置きましてふやしておりまして、零細な——零細と言つては失礼ですが、保険組合の経営がまづくならないよう努力しておる次第でございます。

○津川委員 努力することはよろしいですが、ぜひ努力して目標を達してほしいのだけれども、農業共済では、長官、あなたも実際農林省におられたけれども、事務費の国庫補助は七二・八%ですよ。漁船保険では二・八%ですよ。努力したといふなら、それはわかる。ことばとしてはわかるけれども、せめてそこいらまで近づくところにいかなければ、努力しているということにはならないわけです。いかがでござります、この二つ比べてみて。

○荒勝政府委員 御説明でございますが、たとえば四十年には二千万円であった補助金が四十七年には四千三百万円というふうに逐年ふえて——逐次といふか、この七、八年の間に約倍にまで事務費の補てんが行なわれております。なお、これ等弁には至らないかもわかりませんが、この不足分を、さらに漁船保険中央会の持っております基金から造成されます運営費の利息の一部を、こういった事務費が不均衡で経営的に少し事務費が不足している組合に対して、特にバランス是正という意味で事務費の補てんの一助にしておる次第でございます。

○津川委員 大臣が来たからちょうどあんぱいですが、大臣、いま漁船保険の事務費は国が二・八%、農業共済なんかでは七二・八%くらいやつておる。それに対して長官が、二千万のものを四千何百万にふやしたからとやう。これはいいですよ。いいけれども、大臣として、あなたの同じ行政の中では片つ方は二・八%、片つ方は七二・八%、こういうアンバランスがあつていいかどうか。やはりこれはすみやかにいいほうに肩を並べさせなければならぬと思うのですが、いかがですか。

○櫻内国務大臣 これはもう御指摘のとおりでござります。

○津川委員 とすれば、その立場から少し考えて

ざいまして、極力そういう不均衡のないように今後つとめてまいります。まさに今までの答弁でもなかなか実践に移されない。どのくらいの期間でこの不均衡を是正するつもりか、そこいら

まで少し伺わしてもらえば私も納得できます。うに、最近やはり漁船保険組合の問題といたしまして、事務費の補てんが非常に問題になつておるることは私たちも存じております。これにつきましては今後ほんとうに努力してまいりたいというふうに私自身考えております。ただ、やはり從来からの過去の経緯というようなこともあります。一ぺんに飛躍的に問題を片づけるというわけにはまいりませんが、事務費が漁船保険組合の健全な運営のために非常にネックになつておるということは十分に存じておりますので、それにつきましてはほんとうに努力してまいりたいと思っております。

○津川委員 大臣、長官が十分に努力するそ�だ。そこで、いまここで返事を求めるのは無理かもしれませんけれども、埋めるための、均衡をとるために年次計画あたりをつくつて、後刻委員会に報告してほしいと思うのです。いまここで詰めてもうようがない話になります。

そこで、大臣が来たので、この漁船損害補償法の一部を改正する法律案はじめ三法と関連して、漁業を振興する、それから漁船の安全を守る、漁業関係者、漁業労働者の生命を守る、こういうことをつくる。ここはシラス、アジ、イワシ、カツオなど百余種類の魚があつて、漁業資源の宝庫である。ここへ一万のモーターボートをぶち込んだら、魚もそれなくなるし、漁業もだめになる。そうして事故がうんと多くなると私は思うのです。これは阻止すべきだと思うのですが、大臣はこういうことを存じておられますか。大臣、どうです。

○荒勝政府委員 実はこの静岡県のマリーナ基地の件につきましては、まだ大臣に御報告いたしておりませんので、私からかわって御報告いたします。こうにつけまして、静岡県側におきましても、非常にふえてまいりまして、これが漁船との間で非常にトラブルを起こしておるということは、静岡県からも報告で聞いております。

そこで、その原因として、台風だとか高波などの自然現象によるものもありましょう、浮遊物、転落物などの公害ともいえるものによるものもあります。海上交通のよくそななどによる事もあらうし、実際に多種多様であります。ここでは海上交通からの問題を少し取り扱つてみます。こういう魚の宝庫の中に一万のモーターボートをぶち込む。レクリエーションの場所を私たちに今後漁民ともう少し接触をするというふうに報告を聞いております。

○津川委員 大臣、いま長官から聞いたとおりです。こういう魚の宝庫の中に一万のモーターボートをぶち込む。レクリエーションの場所を私たちに必要だと思っていますけれども、こういう漁船の入る魚の宝庫のところに持つてこなくてよろしいと思うのですが、いかがです、大臣は。

○櫻内国務大臣 いま長官がお答えのとおりに、私の詳しい事情を存じないのであります。いまの御質問から推察をいたしまして、私としても同じような見解をとりますが、実情を存じませんので、この範囲のお答えでお許しをいただきたいと思います。

○津川委員 こういう漁船の事故で被害船と加害船を比べてみると、漁船が加害船となる場合は非常に少ない。被害船となる場合が圧倒的に多い統計的示すところでは六四%。そして当て逃げされている漁船が非常に多いわけです。こういう事故では加害船が当然損害を補償すべきだと思うのですが、当て逃げで加害者がわからない場合、今度の共済は適用するのですか、いかがでござります。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘のように、原因者がはつきりしている場合は当然賠償請求権といふものがはつきりしておりますので、これは当然に相手側から、裁判なり、あるいは話し合によりまして取れると思つております。その原因者が不明という場合におきましては、これは漁船保険の対象となりまして、漁船保険組合が支払います。が、もしあとで加害者あるいは原因者が明確になつた場合におきましては、請求権はそちらのほうへ留保している、こういうふうに御理解願いたい

いと思います。

○津川委員 そこで次の問題ですが、先ほど話したとおり、海上交通で、交通がふくそうしてきて非常に事故が多くなってきています。そこへ田中総理がこの間日本列島改造論を発表しました。その中でこういっています。日本経済の国際化は貨物の海上輸送をますます増大させる。そのため船舶は一層大型化せられる、五十万トンタンカーを年間千四百回も入れないと列島改造に必要な原油は運び切れない、こういっています。こういうふうに大型貨物を入れる海域として、北海道の室蘭湾、岩手の山田湾、宮城の石巻湾、石川県の七尾湾、静岡の静浦湾、三重県の伊勢湾——伊勢湾ではこの前もここで問題になつた事故が起きていましたが、大分県の別府湾、沖縄の金武湾など、田中総理がこの中で名ざしております。ここはいずれも漁船の多い地域であります。さらにまた、年間七億トンと推定される原油の確保に五十万トンのタンカーを入れるとすれば、案にこの条件を満たす内湾は、陸奥、橘、宿毛、志布志の四カ所、こういうふうに指定しておりますが、これでは事故が起きて、タンカーの油でよごれて漁場がだめになる。現にこの間は新潟にもこういうことがあつた。伊良湖水道にもあつた。このためにどれだけ小さな漁船が損害を受けるかわからない。この事故をどうして防ぐか。この対策はあるのか。

こうした船舶の航行を私は規制すべきだとと思うのですが、この二点、大臣は日本列島改造論のこのところをどう読んだか。これに対してもどう対処するつもりであるか。このまま流すのか。海をよごしつぱなしにするのか。漁船を当て逃げされ、被害を受けっぱなしにするのかどうか。その点を、大臣明らかにしていただきたい。

○櫻内国務大臣 津川委員の御質問は私が推察す

る、お示しの漁港、港湾等を一応現状からいろいろお考えでお尋ねになつておるのではないか。いま御指摘のような点はすでにしばしば論議をされておるところでございまして、したがつて、日本経済のこれから発展とあわして、田中総理

の構想として、おっしゃるとおりの必要性が起きてくるという場合には、それはそれに対応する施策をしながらやるべきことになる。こう思うのであります。ただ、現状からいろいろと考えられる範囲と

いうことでは、私はない。ですから、御質問にそのままばりとお答えしにくい点がございますので、これに対する対応策なども、いまの資料の中になければならないにまた総理の御見解を聞くべきものだ、こういうふうに想像いたします。

○津川委員 農林大臣、この列島改造論の方策を実施しようとしているのがいまの国総法ですよ。建設委員会にかかるであります。そういう場合に、大臣としてこれに考え方を持たないというのはいけないとと思うのです。総理に任命されたから総理の言うとおりやれたら私はこれでよいとかいうのは困る。何よりも、いまあげた漁港の安全を期すことは何も書いてない。これに対し、海がよこれで漁業が困るだろうという配慮が一つも書いてない。私は何回も見ましたよ。赤い線もついているし、青い線もついて、鉛筆の線もついている。見せましょうか。そういうことになしにこれをやってくるのです。この点ばかりが、この点はいかがですか。

○櫻内国務大臣 こういう施策といふものは、性格上見ても半年度でやるとか二年でやるとかいうものを、しかも日本列島改造はおむねこれが田中総理に求めなければならぬと思うのでありますが、この点はいかがですか。

○津川委員 とすれば、田中総理を補佐する大臣として、その点はないように対策をつくり、これを田中総理に求めなければならぬと思うのであります。この点はいかがですか。

○櫻内国務大臣 こういう施策といふものは、性格上見ても半年度でやるとか二年でやるとかいうものが記憶でござりますから間違つたら訂正をいたしますが、昭和六十年くらいが目標でなかつた。ですから、その六十年までの長期計画の中でござりますから、したがつて津川委員の御指摘のよう、私としてもこれらの施策を遂行する上に農林漁業上必要な措置、必要な施設といふものは当然発言をする立場にあると思います。

○津川委員 そこで、陸奥湾ですが、経済社会基本計画の中で、大型タンカーを持つて来る適地が四つある、橘、宿毛、志布志、それから陸奥湾というふうに名ざされている。青森県の竹内知事は

ここを大型タンカーの基地にしないと言つておるが、経済社会基本計画の中にはあるのだ。これを二通りかさらっと見ております。ただ、ここで率直に申し上げておきますが、総理もこの長期の国会を通じまして、列島改造論についていろいろの御質問に、私の記憶で、速記録を見たわけじやないですが、自分はこの列島改造に対する下巻と

いうか第二巻といふか、福祉中心の列島改造も出したい、こういうことも言われております。だから、御指摘のように、それが完べきなものだと

は、私は思ひませんし、また総理自身もそういうことも言っておられますので、そこで、先ほどのようなお答えを申し上げた、こうことで御丁解を願いたいと思います。

○津川委員 そうすると、大臣も対策を書いてないということは認めますか。

○櫻内国務大臣 五十万トンタンカーが年間千何百回入る云々、そしてそれについてはこういうふうな施設を講じていくというふうな記述です。

○津川委員 おらぬということは、私の記憶にもそうございます。

○櫻内国務大臣 とすれば、田中総理を補佐する大臣として、その点はないように対策をつくり、これを田中総理に求めなければならぬと思うのですが、この点はいかがですか。

○津川委員 こういう施設といふものは、性格上見ても半年度でやるとか二年でやるとかいうものが記憶でござりますから間違つたら訂正をいたしますが、昭和六十年くらいが目標でなかつた。ですから、その六十年までの長期計画の中でござりますから、したがつて津川委員の御指摘のよう、私としてもこれらの施設を遂行する上に農林漁業上必要な措置、必要な施設といふものは当然発言をする立場にあると思います。

○津川委員 そこで、陸奥湾ですが、経済社会基本計画の中で、大型タンカーを持つて来る適地が四つある、橘、宿毛、志布志、それから陸奥湾といふふうに名ざされている。青森県の竹内知事は

ここを大型タンカーの基地にしないと言つておるが、経済社会基本計画の中にはあるのだ。これを二通りかさらっと見ております。ただ、ここで率直に申し上げておきますが、総理もこの長期の国会を通じまして、列島改造論についていろいろの御質問に、私の記憶で、速記録を見たわけじやないですが、自分はこの列島改造に対する下巻と

いうか第二巻といふか、福祉中心の列島改造も出したい、こういうことも言われております。だから、御指摘のように、それが完べきなものだと

になると、これは言うまでもなく、私が執筆をしておられるわけですから、それが立案をしておるわけでないのですから、十分なる知識を持ち合わせておりません。たとえば現在五十万トンが入るのにふさわしい水深があるのか、それとも今後そういうタンカーが入るための港湾工事をするのか、そういうような点についての知識を、私、持ち合わせがございませんから、少しお答えがしにくいということを申し上げたいと思います。

○津川委員 知識を持ち合わせないと言われると私も質問を続けるわけにいきませんが、大臣、読んでみますよ。

「昭和六十年度におけるわが国の石油需要量を年間七億トンと推定すれば、五十万トンのタンカーが年間延べ一千四百回も入港しないと必要な原油を日本に運びきれない。これは原油を満載した五十万トンと推定すれば、五十万トンのタンカーが一日に三・八隻の割合で日本の港にはいる計算になる。」この五

十万トンタンカーを入れる「条件を満たす内湾は、むつ、橘、宿毛、志布志の四カ所しかない。」一日に三・八隻。毎日毎日五十万トンタンカーが三・八隻入る。これに対する保障がなくて、これに対して一応竹内知事はここに入れないと言つておるが、本元のこれを書いて名ざした田中総理が、これを担当してくださる櫻内農林大臣が、まだこれなんですよ。そこで、知識を持ち合わせないという点もありますから、これをあげますから読んでください。けつこうです。いかがですか、これはもう一度ひとつ答弁してください。

○櫻内国務大臣 私が運輸大臣あるいは建設大臣の立場でござりますると、いまこうやってお答えをする上にたいへん心もとなない感じを自分自身が持つのです。ただ、津川委員のお話は、私に関連があるとすると、そういう大型のタンカーが入れば漁船に影響があるのではないか、それはさらに、きょうの御質問の最初に、小さい漁船が被害を受ける、そういうところに関連をしてくる、こういうことがありますれば、またその具体的な計画の進行に伴いまして、農林大臣としては漁船の保護

に万全を尽くしてもらいたいし、かくかくのことはしてもらいたいという意見が出ていくという順序になると思うのでございます。

○津川委員 私は、農林大臣として陸奥湾の中に漁業を守るために、漁船の安全のために、漁業労働者の生命を守るためにどうするかということを開いているのです。もう一度答えていただきます。

○櫻内国務大臣 これはすでに私のお答えで御了解願えておるのじやないかと思うのです。それは六十年までの非常な長期計画であつて、その長期計画遂行に伴つて、所要のことについては、私の担当のことは担当のことで考えたいということを先ほど申し上げた次第であります。

○津川委員 大臣、それから、水産庁長官、この質問は後刻別な機会において、一般案件のときにもう一度尋ねますから、大臣として、長官として対策を持ってから答弁していただきたい。そうでないと進みません、これは。その点ひとつ約束してもらつておいて、次へ質問を進めます。

その次は、日米の合同演習なんです、軍隊の。日本軍事力、艦船による被害。一例として、二年前、四十六年の四月、日本海でアメリカの原子力潜水艦と日本の海上自衛隊、これは大湊の海上自衛隊でしたが、合同演習で、日本海で操業をしていた漁船が被害を受けたことがあります。そこで、こうした日米の軍事演習による漁船の被害がどのくらいあつたか、これはよくわかりますか、いかがでございますか。

○荒勝政府委員 残念ながら、演習に基づく漁船の被害については私たちのほうでつまびらかにいたしておりませんが、一応演習によりまして漁業者が何らかの形で被害を受けるということは、それぞの演習場ごとに計算いたしまして、毎年国庫から、すなわち防衛施設局からその漁場に入城するであろう漁業者に対しまして補償金を支払

ている次第でござります。

○津川委員 その材料は水産庁にありますか。

○荒勝政府委員 全材料はございませんが、防衛施設局に要求いたしますれば、資料はいただけると思いますが、問題になつておるおもなる地区についても、私のほうも直接この問題にタッチいたしまして、漁業者に対する支払いが適正になるよう指導している次第でございます。

○津川委員 それは後刻私のほうに資料を出してください。いいですね。それから、防衛庁もその資料を全部出していただきたいと思うのです。

そこで大臣、私のところに、昭和四十八年五月八日、うちの岩間正男参議院議員に提出した防衛庁の資料がございます。それによると、日米協同訓練を海上自衛隊、航空自衛隊でそれぞれやつて、昭和四十三年以降として、横須賀から三陸沖、津軽海峡を経て日本海、伊予灘郡中沖、九州北方及び西方海域、陸奥湾、こういう点で、三回、四回と演習を繰り返しております。そして、この横須賀から三陸沖、津軽海峡を経て日本海においては、潜水艦に対する特別訓練、そして日本側が護衛艦が八隻、航空機が七十五、アメリカ側は対潜空母一、駆逐艦六、潜水艦二、給油艦一、また陸奥湾それから伊予灘においては機雷敷設、機雷の掃海、そういうことをやつておりますが、これには護衛艦一隻、掃海母艦一隻、掃海艇十四隻、敷設艇一隻、航空機五機、水中処分班三、これは日本側、アメリカ側は掃海艇四、航空機三、水中処分班一など、日米の両方の指揮官がこれに乗つて参加しております。これらはいずれも漁業水域だと思いますが、こういうことは水産庁は御存じでござりますか。

○荒勝政府委員 その演習につきましては私のほうは実は存じていない次第でございます。

○津川委員 大臣、日本の漁業というのは、午前中にも、この間からの話にも出でているように、日本人のたん白質を確保する上で何よりも必要なん

で、どこでどんな損害が起きて、少なくともその期間中は漁業ができなくなつております。こういうことを存じないといふことはないと思ひます

が、ほんとうに大臣は存じないのでですか。

○櫻内国務大臣 私が就任後、昨年の十二月以降

に特にかくかくの演習を行なうので、というよ

うな、そういう通知というもの、あるいは参考とし

てそういうような場合こういう海域でどうだとか

ただ、私ははしゃくし定木に申し上げる

と、日本は一應領海三海里ということになつてお

るので、從来こういう問題を予算委員会なんかで

承つておるとおりに、領海外の演習などについて

は特に関係者に詳しい通知などがなかつたのでは

ないか、実彈演習なんかやる場合に告示があつた

ので、従来こういう問題を予算委員会なんかで

承つておるとおりに、領海外の演習などについて

は特に関係者に詳しい通知などがなかつたのでは

ないか、実弾演習なんかやる場合に告示があつた

ので、従来こういう問題を予算委員会なんかで

措置をとれ、こういうふうに受けとめてお答

えを申し上げますならば、そのことが、海上

保安庁のほうにそういう申し出が、米軍当局

の通知があつたようにいまお話しでございまし

た。したがつて、もしこれを農林漁業行政の上で

あやまちなきを期する上におきまして、今後そ

う指導している次第でござります。

○津川委員 それは後刻私のほうに資料を出してください。いいですね。それから、防衛庁もその

資料を全部出していただきたいと思うのです。

そこで大臣、私のところに、昭和四十八年五月八日、うちの岩間正男参議院議員に提出した防衛

庁の資料がございます。それによると、日米協同

訓練を海上自衛隊、航空自衛隊でそれやつて、昭和四十三年以降として、横須賀から三陸

沖、津軽海峡を経て日本海、伊予灘郡中沖、九州

北方及び西方海域、陸奥湾、こういう点で、三

回、四回と演習を繰り返しております。そして、

この横須賀から三陸沖、津軽海峡を経て日本海に

おいては、潜水艦に対する特別訓練、そして日本側が護衛艦が八隻、航空機が七十五、アメリカ側

は対潜空母一、駆逐艦六、潛水艦二、給油艦一、

また陸奥湾それから伊予灘においては機雷敷設、

機雷の掃海、そういうことをやつておりますが、

これには護衛艦一隻、掃海母艦一隻、掃海艇十四

隻、敷設艇一隻、航空機五機、水中処分班三、こ

れは日本側、アメリカ側は掃海艇四、航空機三、

水中処分班一など、日米の両方の指揮官がこれに

乗つて参加しております。これらはいずれも漁業

水域だと思いますが、こういうことは水産庁は御存じでござりますか。

○荒勝政府委員 その演習につきましては私のほ

うは実は存じていない次第でござります。

○津川委員 大臣、日本の漁業というのは、午前

中にも、この間からの話にも出でているように、日

本人のたん白質を確保する上で何よりも必要なん

です。それを水産庁が、もしくは大臣が、どこで

やつたものが何であつたのか。それを全部除去し

たの。これから八月にやろうとしているものがどういう機雷なのか。日米合同演習で何個やつて何個撤去したのか。この点明らかにしなければ、

この間みたいに連絡船がとまりました、フェリーがとまりました、漁船の動きがとまりました、こういう実情が現状なんです。

そこで、大臣に、最初に積極的に自分たちから情報を集めなければならぬ、この点はどうか。二つ目には、陸奥湾で八月末にやらせるのかどうか。抗議すべきじゃないかと思うのです。この点、まず大臣から答弁してもらいます。

○上野説明員 事実関係につきまして、先に私が御説明申し上げます。

過去五年間におきまして陸奥湾の一部で行なわれた日本の共同の掃海訓練は、御指摘のように、三回ござります。それからことしの八月に、これはまだ計画段階でございますが、陸奥湾で実施いたそうとしております訓練は、まだ米軍が参加いたすかどうか検討中でございます。

それから、この訓練機雷でございますが、これは中は石灰でございまして、爆発するものではございません。

それから、津軽海峡で浮遊しております浮遊

機雷らしきものでございますが、これにつきましては、海上保安庁、防衛庁、海上自衛隊共同いたしまして搜索いたしました結果、ついにその正体がわかりませんでした。

ただ、この浮遊機雷らしきものは、自衛隊または米軍が訓練に使っております訓練用機雷ではないことは確信を持って申し上げられます。

また、この浮遊機雷らしきものは、自衛隊または米軍が訓練に使っております訓練用機雷ではないことは確認を持っています。

それから、この浮遊機雷の危険性につきましては、先ほど申し上げましたように、中身は石灰でございまして、危険性は全くございません。

雷、それから海底に沈底する式の機雷、この二種類に大きく分けてございます。

以上でございます。

○櫻内国務大臣 先ほどもちょっと申し上げましたが、公海上のことについてはなかなかこちらの

言うようにはしてもらえないと思うのです、そういう

うたてまえをとつておる以上。しかし、少なくとも領海において大きな影響のあるこういう問題について、水産庁が日本の機関あるいは、その

必要があれば、直接米軍の機関に対してこちらへ連絡をとるよう、あるいはその影響についての万全を尽くすということは当然の道だと思いま

す。

ただ、いまは直接とは申し上げましたが、これは緊急の場合などそういう措置をとつたほうが万

全だということになるのですが、この米軍の関係あるいは自衛隊関係、それから海上保安庁を通じてとか、何か順序があることだと思いますので、その順序を踏んで万遗漏のないようにいたしたいと思います。

○津川委員 大臣、陸奥湾の合同演習は過去に三十隻以上の艦船が参加してやつてある。八月はちょうどこれからホタテがその時期になってきたときには、これでこういう合同演習を、いまだア

メリカが参加するかどうかわからないと言つているが、いずれにしても、艦船がアメリカが参加しないとしても三十隻くらいになる。これを黙つて見ているのかということです。これは当然陸奥湾の漁業を守るために、私は大臣からここでやめさせることがですか。

○櫻内国務大臣 いまお答えしたとおりで、そういうことについて万遗漏なきを期したい。すなわち、具体的には津川委員が海上保安庁ということを言われているから、あるいは海上保安庁か

陸奥湾におきまして使用いたしました訓練機雷は、すべて訓練終了後揚収撤去してございます。

それから、この訓練機雷の危険性につきましては、先ほど申し上げましたように、中身は石灰でございまして、危険性は全くございません。

なお、訓練機雷の種類といたしましては、訓練機雷、それから海底に沈底する式の機雷、この二種類に大きく分けてございます。

以上でございます。

○櫻内国務大臣 先ほどもちょっと申し上げましたが、公海上のことについてはなかなかこちらの

て、大臣は恒常にこの立場をよく見て安全を守るべきだ、陸奥湾のことはわからないというから

これから調べてやるそうですが、やってすぐその対策を私たちに報告してほしい、この点がひとつ。

それから、防衛庁は演習を過去三回やった。模擬弾、演習弾、石灰を詰めている。これの性格、内容、構造、それから敷設した個数、排除した個

数、これを軍の記録の中から写して報告してほしいのです。まだ懸念を持っているのです。この間から毒ガスが陸奥湾に出たとか、それから十日の朝あの事件からたいへんな事件が出ているので、私もこれは不安があつたらしいかと思うから、その点、実際に演習を使ったまま、これは実弾でないというから、実弾でなかつたらその構造、重さ、性格、敷設した個数、撤去した個数、こういうものを実際に文書で報告してほしいと思うのです。

この点をこの次の委員会にもう一回来ていただきたい、さつきの大臣のやつと一緒にもう一回質問するということを申し上げて、私のきょうの質問は終わりります。

○上野説明員 ただいま御要望いただきましたのは、そのように遗漏なく準備いたしたいと存じます。

それからなお、先ほどの御質問の中で、四十六年に実施されました日米共同の対潜訓練におきまして、防衛庁から事前に何も水産庁その他に連絡しなかつたのではないかというふうな御質問の趣旨に受け取つたのでございますが、これにつきま

しては、事前に海上保安庁、水産庁に御説明申し上げまして、また大湊、舞鶴、佐世保の各地方総監部から日本海の関係各県、これは水産課を通じまして通告申し上げたり、また新聞記者に発表したり、いろいろ手は尽くしたのでござります。

が、不幸にして、結果的には御承知のような結果になつたわけでございます。

○津川委員 大臣、海上保安庁が、陸奥湾で八月に演習をやるというのは、今度の参議院の補欠選挙の街頭演説でこの事実を明らかにしたら、すぐ

おきまして特定地域には指定しておりましたが、おきまして特定地域には指定しておりましたが、いつ起こるかということについては、残念ながら

全然わかつております。これは今後私どもが努力しなければならないことだと思っております。

○佐々木委員長 島田琢郎君。

○島田(琢)委員 水産三法の質問に先立ちまして、一昨日根室沖に起つりました地震の関係で、発表してきた、こういうことなんですね。したがつて、

急速関係政府側の御出席を求めてましたので、しばらくの間この地震の関係についてお尋ねをいたし

ますので、通告をいたしましたすべてを質問申し上げることは、時間的に許されませんが、あるいはせつから用意をされておいでの方員皆さん方にも、御迷惑をかけるかもしれません、当初にお断り申し上げておきます。

(委員長退席、出崎(平)委員長代理着席)

一昨日の昼に、かなりの震度を伴う地震が根室沖に実は発生いたしました。けさほどわが党の米内山委員からも、この地震の被害の状況の資料提出を求めていたところであります。私のところには警察庁の関係の被害状況が届いておりますので、各関係省庁の被害実態の調査の報告を後ほど求めたいと思いますが、警察庁の資料に基づきまして、若干の質問をいたしたいと思います。

まず、根室地震の予知といいますか予測、これ

は事前にできていたのかどうか、これは気象庁にお尋ねをいたします。

○末広説明員 お答え申し上げます。

結論を先に申させていただきますと、予知はされていなかったと申し上げるほかないと思いました。

と申しますのは、地震の予知は、いつ、どこで、どのくらいの地震が起こるかという、三つの要素を伴わなくては、実効上あるいは実用上の価値がないわけございまして、先日の根室半島沖の地震につきましては、あの辺の地殻変動及び地震活動の両者から、われわれとしては注意をしなければならない地域という意味で、地震予知連絡会に

おきまして特定地域には指定しておりましたが、いつ起こるかということについては、残念ながら

全然わかつております。これは今後私どもが努力しなければならないことだと思っております。

○島田(琢)委員 地震がいつ起こるか予測できないうことについては、住民としてあるいは国民としても、地震国日本といわれる中ではたいへん重要な問題であります。まあ予知できなかつた

ということを率直に言つておられるわけですか
ら、予知できなかつたのはけしからぬと言つても、これは困るのでしようけれども、しかし、地震は予告なしにくる、災害はこういうふうに予告なしにくる。とりわけ地震はいつ起ころかわからぬという不安を、日本の国では多くかえ込んでいるわけあります、北海道におきましては、かつて十勝沖の地震、これがたいへんな災害を引き起こして、この被災の救助にあたつても相当長期間を要したという、きわめて残念な経験を持つておりますが、

北海道におきましては、いつ起ころかわからぬという、時をどうやって判定するかというておるわけでありますが、十勝沖地震に比べて、今回の地震の規模はどの程度であったのか、重ねてお尋ねをいたします。

○末広説明員 十勝沖地震の規模、地震の大きさでございますが、これは七・九でございました。今回の地震は一応七・二と発表されておりますが、これは地震の発生後二十分以内に行なわなければなりません。津波警報のため、非常に緊急にきめました値でございまして、もう少し資料を集めまして正確にきめなければならぬと思っておりますが、おそらく七・二よりは多少上回る、つまり七・二よりは大きくなるのではないかと思います。その点考え方をすると、今回の地震はエネルギーにしまして、十勝沖地震のおそらく五分の一くらいの地震だと推定しております。

○島田(琢)委員 この十勝沖地震にしても根室地震にして、これは私の地元であります。こういう地震が起ころる可能性を持つていてる地域として、常にむずかしい、こういうことを言つてゐるわけあります。しかし、十勝沖地震の教訓を踏まえて、その後、日本の地震観測についての技術的な御答弁の中でも、地震を事前に予知することは非常にむずかしい、それが実は技術的であります。しかし、十勝沖地震の教訓を踏まえて、依然そんなに進んでいないというふうに、印象として受け取つたわけであります。将来に向かって、こうした地震の予知をすることは災害を

未然に防止するという意味では非常に重要な役割りを果たすわけですが、これは将来とも非

常に見通しは暗いのですか。

○末広説明員 ただいまは、現時点での技術水準を正直に述べさせていただいたわけでございますが、地震予知の中で一番むずかしいのは、いつ起

ることかという、時をどうやって判定するかとい

うことでございます。私ども十年前から各関係機関

の協力のもとに、第一次、第二次地震予知研究計

画を進めてまいりました、それはそれなりに知見

が高まつてまいりました。そしていま、来年ある

いは再来年から第三次計画を進めたいと思ってお

りますが、これにつきましては、一番むずかし

い、いつ起ころるかということを推定するにはどう

いう方法によつたらいいかという点につきました

で、最近の進歩で、たいへん明るい曙光が見えて

まいりました。私どもはこれを方法として取り上

げまして、第三次地震予知計画で何とか、いつ起

きたいと思っております。そういう意味では、決

して暗くはございません。

○島田(琢)委員 一説によれば、関東横断とい

ますか縦断といいますか、この地殻の中に断層が

ありますか縦断といいますか、この地殻の中に断層が

す。重ねて同じ答弁になりますが、そこへ、い

ら、次の地震がくるかということを見つけるのが

眼目でございまして、過去に起つた地震、太平

洋岸に非常に大きな地震が起つておりますか

から、そういう意味では、北海道から東北地方、東

南海、南海道の沖合に起つた大きな地震は、ま

た他日、いつの日につかることをわれわれはや

はり覚悟しておく必要があると思います。

○島田(琢)委員 幸い東京ということは言わな

かったわけですが、関東の災害は地震といえれば

いつも話題になるわけですけれども、どうか一刻も

早く地震予知のいわゆる適正な技術の開発とい

うものが進んでいくようにならなければなりません。これがどうかひとつ十分気象廳としても、こ

の技術開発に全力をあげていただきたいと思いま

す。

さて、警察庁から資料をいただきましたが、こ

れは昨日の正午までの分であつて、その後の被害

状況についてはまだわかつていよいよあります

けれども、これによりますと、負傷いたしました

人が二十六人、主として根室に起つたよう

ありますが、これはどういうことによつてこの負

傷が起つたのですか。これは警察庁にお尋ねを

いたします。

○渡辺説明員 お答えいたします。

負傷者のほとんどは、飛び出しによるものでござりますけれども、特に重傷者二名について申し上げますと、一名は、避難途中倒れてきた木材が

当たつて、左脚部を骨折したもの。他の一名は、

家から飛び出した際、アキレス腱を切つたものであります。

いま日本列島における地震の起つた場所は

持つておる地城は、どのくらいありますか。簡

単でつこうです。

○末広説明員 今までの地震の歴史を調べます

と、過去において大きな地震の起つた場所は線

を引いておつたわけですが、それが実は技術的

には依然そんなに進んでいないというふうに、印

象として受け取つたわけであります。将来に向

かって、こうした地震の予知をすることは災害を

らいと推定されますか。推定でけつこうです。

○渡辺説明員 お答えいたします。

まことに申しわけありませんけれども、延べ面積について調べた資料を持ってまいりませんでし

たので、確実な数字は申し上げられません。

○島田(琢)委員 それでは、これは津波によつて

起つたのだから。おそらく津波によって水かさが増

したのだろうと思ひますが、これは気象庁、どう

いうふうに見ておるのですか。

○末広説明員 お答え申し上げます。

この地震によりまして津波が発生をいたしました

て、一番高い津波がまいりましたのが根室の太平洋

岸の花咲港でございまして、ここで百五十セン

チ海面が上がつたわけでございます。しかも、こ

れが満潮時に非常に近かつたために、防波堤を越

えて水が町の中のほうへ侵入したと聞いておりま

す。これによる浸水だと私は思います。

○島田(琢)委員 総理府、この総体の被害額は幾

らになるのですか、昨日の正午現在で

○杉岡説明員 お答えいたします。

現在調査中でござりますけれども、その被害状

況でござりますが、公共土木施設、これは道路あ

るいは港湾、漁港といったような公共の土木施設

でござりますが、十五時現在でござりますけれど

も、八億七千万の被害となつております。あと、

数字がまだ入つてまいりませんが、その個所等に

ついて申しますと、公立学校の施設三十九校ほど、

道立あるいは市町村立ござりますが、三十校ほど

の被害が出ております。それから農地等でござ

りますけれども、十五カ所、大体一億五千萬。それ

から農作物等でござりますが、これはサケ、マス

の荷さばき中のものが流れたものでござりますけ

ども、これは約三百トンで一億五千八百万。それ

から漁船がいま沈没、破船等も含めまして約七

十七隻。それからあと諸施設、たとえば水道ある

いは国鉄等につきましてはいま調査をいたしてお

ります。

○島田(琢)委員 これは総理府で調べたのは本日

の十五時現在ということですね。俗にその調査の

機関によつて被害の状況というものが変わる場合が非常に多いのです。たとえば卑近な例で申しわけないですけれども、人が集まると警察庁発表一万人、主催者発表五万人、これくらい違うわけであります。が、総理府と警察庁、そういう違いはありますか。いま発表された八億七千万という

は、警察局もほぼそれくらいの数字をつかまえて
いるのか、こういう質問であります。

警察庁のほうの調査は人的被害などとは人間が死んでしまうというのを警察庁が一般被害としてとらえておるわけでございます。それでもちろん総理府のほうには、警察庁のそういうたった一般被害の報告と同時に、公共土木施設等管理いたしております建設省あるいは農林省、運輸省、こういったような省庁からそれぞれの施設の被害の状況が報告されてしまいまして、それを集計したものでございまして、警察庁と総理府の資料が違つておるといふことはございませんで。警察庁のほうはそういった一般被害ということになつております。

○島田(京)委員 そこで、農林大臣、いま総理府の調査の中でも農地やそれから魚漁船に相当の被害が出ております。農林省ではどういう数字をつかまえておりますか。

○櫻内国務大臣 ただいま総理府のほうでお示しの数字は、農林省のほうで取りまとめておる数字と大体見合つております。

○島田(京)委員 そこで、船の被害や魚の被害が出来ているわけであります、長官、こうした災害に対する救済といいますか、その手當についてどういう手を打たれておりますか。

○荒賀政府委員 先ほど農林大臣からお答えいたしました被害の状況につきまして、私たちのほうで手持ちしております情報によりまして被害の金額を申し上げますと、漁港関係がただいまの時点ですで約八カ所、金額にいたしまして一億五千五百万程度というふうに報告を聞いております。それか

ら水産厅関係で漁船の被害が七十七隻でござります。いま
して、これは津波の関係で打ち上げられたりした
ので、隻数は七十七隻でございますが、金額にいたしま
すと七千四百万円前後というふうに一応の
急報の報告を聞いております。それから漁具につ
きまして、大体漁網等が流れたようでござります
が、五千三百万円くらい。それから花咲港の市場
ですね、魚の市場が一部破壊いたしまして、これ
が一億二千万円くらい。それから水産物に
つきましては、先ほど総理府の御報告がありまし
たように、市場に置いてありました水揚げされま
したサケ、マスが約三百トン、これが一億五千八
百万円というふうに被害が一応報告になつておる
次第でござります。

これに対しまして水産厅といたしまして、直ち
に政府調査団を政府で出すことになりましたの
で、その中に水産厅の漁港部の計画課長を派遣い
たしまして、漁港関係の被害のほかに、水産関係
全部について十分調査してくるようにという命令
を私から指示した次第でござります。

さらに、この漁港等の災害復旧事業につきまし
ては、十九日でございますが、査定官を直ちに現
地入りさせまして、現地で応急工事等の協議に応
するよういたしておる次第でございまして、こ
れは現在水産厅で直ちに査定に入る段階でござい
ます。

それから漁船の損害につきましても、先ほど七
十七隻という御報告を申し上げましたが、これに
つきましても直ちに漁船保険中央会と合同の被害
査及びその対策、指導に当たりたい。また、保険
金の支払いになるものにつきましては、早急に保険
金の支払いが行なわれるよう措置いたしたい、
こういうふうに思っております。

先ほど総理府並びに私から被害金額を申し上げ

ましたが、これは道府から統一的にきょうの午後三時までの報告を電話で確認したのでありますて、現地へ行って被害状況の確認をいたしますわば、当然にまた被害の状況の数字は変更があると思っておる次第でございます。

○島田(琢)委員 港湾といいますか、漁港が一億五千万ほどの被害を受けました。これは運輸省、被害の状態というのではなく、被害が起つたのですか。

○荒勝政府委員 漁港の被害につきましては、まだいま査定官が入っております段階で、直接的な報告がないで十分に明らかにいたしませんが、多少大きな亀裂と言つたら失礼ですが、そんなに大破というものではないのではなかろうか、こういうふうに理解している次第でございます。

○島田(琢)委員 警察厅の船舶に関する報告書によりますと、沈没したのが三隻、あと流失一隻、横かいで等による船、これはどういう意味か、ちょっと私わからぬのですが、これが六隻、こういうことで、いま水産庁が言う七十七隻とずいぶん被害隻数に違いがあるわけですから、調査のしかたが違うからこういう数字になるのですか。これは警察庁でも長官でもいいですが、どちらか見解をひとつ明らかにしていただきたい。

○荒勝政府委員 おそらく今回の報告の状況からいたしますと、道府が政府に報告した数字は、検査支局の調査の結果の報告でございまして、しかるべきのうきょうと報告のたびに多少数字は異なるつておる次第でございます。

さらに漁船等についてえらい食い違いがあるではないかということでございますが、あの事故があつた直後において、おそらく警察のほうでは沈没したものとのかあるいは大破しておかへあげられたものなどといふような、ほんとうにそのときの目で見た感じというものを率直に第一報としてスケレーティングのじやなかろうかと思ひますし、それは漁船保険の関係もございまして、ちょっと牛丼でそれどころも、いわゆる小破というかすり傷の度を加える過程で、精密の度を加える過程で、度の部分につきましても、精密の度を加える過程でござります。

で逐次そういう報告があつたのでありますと、使えないわけでないけれども、へさきがちょっと曲がつたというような報告等も漁船の被害の中には入つておる次第でございます。

○島田(琢)委員 どちらが違つてゐるからということを私、申し上げるつもりはないのですけれども、正確な調査をされて、へさきが曲がつたのもやはり被害でありますから、十分補償の措置をとられるようにしていただきたい、こう思います。

そこで運輸省も来ておられるはずであります。が、港湾の被害は今回はなかつたのですか。それから道路などの決壊といいますか、ひび割れ、こういうものも新聞で報道されておりますが、そういう実事はありませんでしたか。

○大久保説明員 運輸省港湾局からお答え申し上げます。

港湾関係のことについてお答え申し上げまして、道路関係は建設省のほうからいたします。

港湾につきましては、今回の地震では花咲港、霧多布港それから八戸港におきまして港湾施設の被害がございましたが、被害の一一番大きかつたのは花咲港でございます。

それで、花咲港における港湾施設の被害といったしましては、岸壁が若干前に傾くとか、あるいはエプロンの部分がクラック、ひびが入るとか、あるいは岸壁の背後が落ち込むとか、そういうような被害が若干出ておりまして、大体花咲港における被害の類といたしましては、先ほどの水産庁のほうのお答えと同様な道府からの速報によりますと、四億二千万というような推定が報告されております。それから霧多布港についても、若干岸壁の背後にあるエプロンが沈下したとか、物揚げ場が一部傾いたとか、そういうような手直しをする被災が出ております。その部分の被害額が、同様の報告によりますと、一千万程度、合計いたしまして四億三千万程度というふうに報告を受けておりますが、八戸港につきましては、離岸堤の一部に沈下が見られるという報告でございま

○荒勝政府委員 御指摘のように、この漁業協同

差し控えなければならないのをしようけれども、

ります。

にお答えは要りません

組合の合併が非常に進みにくいのです。原因といったしましていろいろ考へておられるというところで、合併によりまして漁業権自身のなこと等で、やはりこの漁業権が合併の一つの合併ということになるわけですが、そのいつたネックといつたらおかしいのですが、そういう間におきまして合併組合間の利害の対立とか組合員同士のいろいろな気分の調整の問題というふうなこと等で、やはりこの漁業権が合併の一つの問題の基礎になつておるよう思われます。

この合併助成法に基づきまして、漁業権の行使につきまして特例は設けられておりますが、なかなかうまくいかない。しかし、租税の特別措置法なり法人税、所得税等の優遇措置がなされていてもありますし、極力合併による公的な援助措置を講じておるわけでございますが、さらに合併による補助金ということが、従来財政援助という形でしてきたのですが、それも促進の一助にはなつたと思ひますが、全面的な援助にはなつております。さらに今後こういった合併に伴います活動費とか協議会の運営費ということにつきましては、助成を行なうことによつて合併を進めてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

○島田(珠)委員 この漁業権の保有主体にしかすぎない、これは統計といいますか一つの数字を見ますと、職員が一人もいない組合が百六十二もある。組合長が専務が事務の段階にまで責任を持つていて、極端に言えば、お茶くみする女の子もいないという組合がある。お茶くみすることが事務職員のあれではありませんから、そういう言い方は当たりませんでしようけれども、一つの例としてですが、全く職員がない組合が百六十二もあって、単に漁業権の監視役でしかない。この漁業権という問題は非常に漁民の皆さんとの生活権にかかるわる問題ですから、簡単な議論をすることは

しかし、日本の漁業、水産業のあり方というものをつくり上げていく原動力でなければならぬと思う。またそうであるはずであります。ところが、単に組合はつくっているけれども、いわゆる漁業権の保有でしかない。そうであるとすれば、先ほどもいろいろ議論がありました内水面漁業あるいは浅海養殖漁業、こういったような、特にこれから種をまいて自分でつくってとらなければならぬという漁業にこれから発展していかなければならない日本の漁業というものは、それだけに組織の実体というものは非常に大きな将来への足がかりと発展の基礎になると、うに私は考えている。そうしたいわゆる組織づくりといふものは、やはりこういう機会に抜本的に考え方を改めていく必要があると思うであります。これは幾ら補助金を出して太鼓をたたいても踊ってくれない、いま長官はそういう泣き言に近いものをお話しになつたと思うのであります。これはひととつ水産庁、責任を持って合併促進をするといふ真剣な具体策をこの機会にやはり出すべきだと思うのです。そうでなければ、金をやるからどんどん合併しろよ、こう言っても、これはなかなかそなりません。われわれ農業協同組合の合併促進をやつたときにも、これは補助金だけで合併が促進するというものでなくて、なかなかむずかしいものがあります。しかし、置かれている現実の状態がこれでいいというふうには、末端の特に零細漁民の方々は考えていないわけであります。何とかしてこの機会に親方日の丸のサンブルみたいな漁業協同組合は、やはり組織の発展をわれわれの手でやらなければならぬ、そういう意欲は十分持つておりますけれども、なかなか定置網の親方がぐっとくらみをきかすと、もうものも言えないと、そういう封建的な感じというものが漁村に非常に強くあるような感じが私はしておるわけであります。

ですから、行政庁としては、これは真剣に指導していくことが必要ですけれども、単に指導するだけではこれは進まないのでですが、何とかこれだけ、一七%しか合併が進まないという実態が明らかである限り、これはしかたがないんだ。どうもむずかしくてということでは済まされないと私は思うのであります。ひとつ真剣にお考えにならなければいけないと思うのですが、この考え方はどうですか。

○荒勝政府委員 私たちもだいまの御指摘のとおり、この漁協の合併につきましては非常に憂慮しております。やはり合併によりまして漁協の近代化、合理化をはかることによってあわせて漁民の所得並びに福祉の向上に当たつてしまひました。この法律改正を契機といたしまして、全漁連等この漁協の問題を担当しております団体の方々とも十分に相談いたしまして、なお一そう合併については努力をいたしてまいりたい、こういうよう考へておる次第でございます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○島田(琢)委員 努力をすることでありますから、具体的なものはついに聞かれずじまいでありますけれども、まずひとつこれには真剣にエネルギーを突っ込んでほしい、こう思います。それがなくては、いかに信用事業を拡大しようといつたって、百六十二も職員のいない組合があるわけでしょう。こういうところで信用事業なんかやれっこありませんよ。また今度の法案はそういうところまで拡大するという趣旨ではないようありますけれども、しかし、やり得るという団体の規模を見ても、必ずしも私は信用事業まで手をつけて、お金でありますからあやまちが絶対ないとは言い切れないものがありますから、こういふ点については、まずこの組織の再編整備ということを基本に置いて、新しい法律改正に伴う事業拡大をはかつていく、そういう姿勢が貫かなければならぬ、こう思うわけであります。これは特

次に漁船損害補償法の中で累積黒字いわゆる六十八億という中から今回三十五億を中央会を通じて交付しよう、こういうことが出されておりまして、これはわが党の湯山委員をはじめとして各委員からこの問題については触れてはいるわけありますから、重ねて触れるのはたいへんしつこいようでありますけれども、かつて昭和四十年にタオル一本論、われわれもタオル一本論というのは何だと実はふしぎに思つておりましたら、例は実は二百円で被保険者に還元をした、タオル一本の価格だけ還元した、こういうことのようでありますけれども、どうも今回の三十五億の交付にあたつても、私はこの金の出し方についても、昨日から政府側の皆さん方いろいろ議論をしておりまして、も、いま一つ欣然としない。三十五億というのは、本来、最近はこんなにたまらないそうであります。過年度において累積した黒字分だそうでありますけれども、しかし、一方では純保険料を下りますけれども、やはり取扱いは三十五億というのを上げていっても付加保険料が上がる、いわゆる事務費の負担部分というものが非常に高まっているという実態があるわけですね。そういう実態の中からいいえ、私は三十五億というのはやはり取り過ぎていたというふうに理解をするわけであります。そうではないというのかもしませんけれども、そういうふうに理解をいたします。そうすると道あるいは発生の原因といいますか、過年度でない金ではないか、こういうふうに実は考えるのですけれども、三十五億の使途などを含めて、使いすぎたと議論の中で申し上げたのでありますけれども、たとえば銀行法に抵触しないのかという問題などもあるいはまたこれは特別会計から出すということですけれども、本来これは一般会計から支出すべき性質のものではないかという、これは三十五億の問題とは違いますけれども、これが発生していく過程においてそういう感じがするのであ

りますけれども、これらはまとめて質問いたしましたから、ひとつ括してお答え願うのですけれども、わかりやすく、きのうも大体わかつたつもありですけれども、どうももう一つ突然としないものがありますので、長官からひとつお答えを願いたいと思うのです。

○荒勝政府委員 では三十五億の問題につきまして、私たち自身、御指摘の問題点について御答弁を申し上げます。

まず三十五億円がなぜ発生したかということをございますが、これは特別会計に四十七年度末で六十九億円の一応の剩余金というものが発生しておるわけでござります。この六十九億円のうち、その中には国庫の負担金相当分も入っておりますし、また今後の特別会計の健全な運営に必要な運営資金というものが入っておりまして、そういうものを差引きますと三十五億円といふものが妥当である。これは前回十二億円を出したときの査定方法と同じ方法をとりますと三十五億円になつたということです、六十九億円のうちから三十五億円を、特別会計としては一応過剰余裕金であるということです、この分を漁船保険中央会に法律をもつて交付するということでお問い合わせでござります。

なぜそんな三十五億円も余裕金が発生したかと

いうことにつきましては、法律をもつてこの保険料率というものをきめておるわけでございま

すが、それは過去十年間の保険料率の推移から見ましても妥当と思われる線を出しまして、三年ごとにきめておるわけでござりますが、ところが、実際には過去十年間の実績というものを計算に入れながら保険料率を出すわけですが、その後の漁船が非常に年々よくなつてくるといいますか、堅牢になってきますし、また船も大型化いたしまりまして、いわゆる災害による事故が過去十

年間の実績よりも年々、どちらかというと下回ってきておる。その分が結局累積いたしまして、三十五億円の余裕金がよけいにたまるというふうになつたのでありますし、これは私たちとしましては社会問題といふやうな問題等もございまして、なつたのであります。

計算上そうなつたことでありますて、決して不当に取り過ぎているという問題でないというふうに理解しておる次第でございます。たとえば、ことの四十七年度末の収支で計算いたしますと、まことに收支とんとんということで、この四十七年度末におましまして、こういうことでとんとんとなつておる次第でございまして、今後この料率の問題につきましては、当然にわれわれとしては、さくらにこの料率は合理化し、また保険組合の合理化も行なうことによりまして保険料率は引き下げまいりたい。引き下げる余地は十分にある。また特に弱体な保険組合につきましては、あまり多くはございませんが、合併を促進することによりまして、健全化を急いでまいりたい、

こういうふうに考えておる次第でござります。そこで、さらに三十五億円をどういうふうに配分するかということにつきましては、これはまず無事故の報償事業を行ないたいということで、一定の基準で報償金を交付しております。これがただいま御指摘のように、手ぬぐい一本かというふうな御指摘でございますが、この無事故の分については保険加入の意識を高揚するということとともに事故防止思想を高揚するということで、この制度はさらに実行してまいりたい。それからさらに漁船の事故防止のための助成金を出す。たとえば海難防止のための投光器とかあるいは浮標とか、オイル交換器というふうなものの助成事業を推進してまいりたい。それから保険金の仮払いを早くするための仮払い料を一定率で払いたいといふようなことで、さらに付加保険料率の格差是正事業ということで、これが問題の事務費でござ

となりまして、基金には手をつけた氣は全然ないのでありまして、その運営利息二億数千万円をもつてこういった事業に充ててまいりたい、基金は基金として最後まで保有してまいりたい、こういうふうに考えております。

なお、特別会計から年々数千万円の金額を、そ

の年の人件費等を勘案いたしまして、事務費の補てん金を出しておりますが、これは特別会計の支出その他の事務費ということで、そういう項目から事務費を出して、あわせてこの保険中央会の格差は正のための運営費の補助金と向こうの特別会計からの直接の事務費の交付金と合わせて保険組合の事務費の一部に充てるということで進めておるわけでございます。

○島田(琢)委員 時間が来ましたので、私の質問は以上で終わりますけれども、せっかくの試験保

険であります積荷保険、五カ年間の経過を見て、

かなり内容としてはこれらの経験、試験を踏まえ

て実のあるものにしていきたいという姿勢だとい

うふうに聞いております。この種試験実施という

のは非常に長過ぎても問題ですし、短過ぎたらあ

まりいいデータが出ない、そういうこともあるの

で、どうやら、そういう意味では五年間というの

が適切なのかもわかりませんけれども、どうか一

刻も早くこれらの体験を踏まえて、試験の経過を

踏まえて、安心して漁民の皆さん方が漁ができる

ようなそういう保険制度に充実をしていくようにな

りてほしい、そういう希望を最後に申し述べて、

私の質問を終わります。

○佐々木委員長 角屋堅次郎君

○角屋委員長 今月の六日に本委員会で水産業協同組合法の一部改正、漁船損害補償法の一部改正、

さらに新法として漁船積荷保険臨時措置法、い

わゆる水産三法が組上にのぼりましてから、いよ

いよ私が締めくりの質問ということになります。

さて、その間御承知のよう第三水俣病の現地派遣等もありましたし、また水産庁が八水城のP.C.B

問題の発表を契機にしたいわゆる漁業被害あるいは社会問題といふやうな問題等もございまして、

それぞれ関係委員からは提案されております水産三法以外の当面の水産上の重大な問題についても質疑が展開されてまいりました。私は、持ち時間締めくくり三十五分ということでござりますので、そのことを頭に踏まえながら、以下数点についてお尋ねをいたしたいと思います。

もともと第三水俣病の問題等がなければ、國際漁業、国内の沿岸漁業等を含めた総合的な漁業政策の現状と問題点、あるいは将来の対策ということを前提にしながら水産三法の法案の議論をいたしましたが、時間が関係もありますので、二、三點法案に関連する前提条件の問題についてお尋ねをいたします。

まず最初、過般、國際漁業の関係では稻富委員のほうから日ソ漁業交渉問題あるいはまた日中の民間漁業協定問題というようなことについてお尋ねがございまして、最近、御承知のように、水産庁の安福次長を团长といたしました政府の漁業使節団が中国へ行つておられるわけであります。この問題に關連をして、本年の二月、大臣が本委員会に対する所信表明の中で、海外問題のところで「今後における日中間の農林水産物貿易問題、漁業協定につきましては、政府間交渉を開始する準備を進めているところであります」、「」というふうに述べております。まさにそのことを実施に移されたものと判断をしておるわけであります。今回訪中されております安福次長ら政府の漁業使節団といふものの任務は、どういうふうに大臣から与えられておられますのか、どういうふうな点に御期待を持つておられるか、その点まずお答えを願いたいと思います。

○櫻内国務大臣 御承知のよう、現行の民間漁業協定の期限がこの六月二十二日までとなつてお

ります。そこで、早い機会に政府間協定を締結いたしたいということで、中国側と折衝してまいりました。

そこで、中国側と折衝してまいりました。

そこで、早い機会に政府間協定を締結いたしたい

でございましたが、その間に中國側より東海黄海における漁業資源について情報と意見の交換を行なうための専門家会議を開催したい、

行なうための専門家会議を開催したい、

も、それが今後の協定の上に寄与することもあるであろう、また両国間の相互の理解を深める上にも有効であろう、さらには政府間交渉の進展の契機となることを期待いたしまして、安福次長以下を派遣することにいたしましたよなわけでございまして、したがって、いま申し上げたことを前提として、安福次長以下が適宜先方におきまして意見の交換を行なう、こういうことで、特にこの使節団によつて何か取りきめを行なつてくるようになります。そういう指示は与えておらないのであります。

○角屋委員 第二点の問題といたしまして、前々

からいろいろな場面で議論をされております領海等を含めての、いわゆる国際漁業に関する問題でございます。本年の二月の時点の外務省の資料によりますと、いわゆる領海の幅員の問題については、日本が主張しております三海里の領海幅員をとつておりますのが二十四カ国、四海里が三カ国、六海里が十二カ国、十海里が一カ国、十二海里が四十八カ国、十八海里が一カ国、三十海里が四カ国、五十海里が一カ国、百海里が一カ国、百三十海里が一カ国、二百海里が八カ国、以下不明のところを含んでおりますが、そういうふうにおよそ国際的な共通の広場の中で、事、領海問題ということになると、実に三海里から二百海里にまで及ぶ非常な振幅があるわけであります。しかも開発途上国の沿岸国におきましては、非常に領海の幅員の拡大を主張する向きがだんだんとふえてきておるという現状にござります。

一九七〇年の国連総会の決議によりまして、領

海問題、さらに公海、大陸だな、漁業、汚染防止、

深海底の平和的利用等海洋のあらゆる側面に関し

て、既存の国際法を整備強化するとともに、必要

に応じ新たな国際法を制定するため一九七三年に国連海洋法会議を開こうということが認められて今日に來ておるわけであります、本年度出されました漁業白書では、実質的には一九七四年までこれらの討議がすれ込むのではないかというような記述等もござりますけれども、こういった情勢

の中でも、いわゆる国連海洋法会議の中では、白書にて我が国等が少數派の立場に立たされることが予想されるというふうなことを書いておりますが、こういった問題に対する政府のこれから対処のしかたについて大臣からお答えを願いたいと思います。

○櫻内國務大臣

明年に予定されておる国連海洋

法会議が、時期があるいは若干ずれ込むかとも思

います。この国連海洋法会議は、我が国にどう

てはきわめて重大な利害関係を有することは言う

までもないことがあります。現在準備会議が何回

か行なわれておるということは御承知のとおりで

ございますが、私どもはその準備会議を通じま

して從来のわが国の主張を基礎として各國への漫

透につとめるよう努力をいたしてまいりておるの

でございますが、今後発展途上国との間ににおける

ことは、相互に漁業の発展をはかるという立場

から、漁業能力を通じて、わが国外海外漁業の確保

をはかる体制をつくり、長期的にわが国の利益を

確保するようにする、それを一つの眼目として行動してまいりておるのであります。

ただ、ただいま御指摘の数字と私のほうの四十年五五月現在の数字とが違いますが、領海幅員あるいは漁業水域についての各國の主張というものが、三海里から二百海里にまで及ぶ多様でございます。こういう主張の中におきましては、非常に領海の幅員の拡大を主張する向きがだんだんとふえてきておるという現状にござります。

一九七〇年の国連総会の決議によりまして、領

海問題、さらに公海、大陸だな、漁業、汚染防止、

深海底の平和的利用等海洋のあらゆる側面に関し

て、既存の国際法を整備強化するとともに、必要

に応じ新たな国際法を制定するため一九七三年に国連海洋法会議を開こうということが認められて今日に來ておるわけであります、本年度出され

ました漁業白書では、実質的には一九七四年まで予定されておる国連海洋法会議はきわめて重要なことであり、わが国の主張につきましては、先進

国に対しましても開発途上国に対しましても機会あるごとにわれわれの主張を浸透せしめるよう努力をいたし、この会議において日本としての一応の成果が得られるよう、これからも努力をしてまいりたいと考えております。明年の国連海洋法会議が、時代の流れとともに、あらゆる面で得たいという強い要請を私どもも受けてしまいました。また、半面、日本が中南米等の研修生の受け入れをやる。メキシコに参りました際には、三崎の国際研修センターでちょうど私も研修を受けてきたというふうな諸君にもぶつかるわけであります。今日のような零細漁業のきびしい情勢になつてくればなるほど、こういった正しい意味における、海外の開発途上国におきましても、いわゆる水産日本としての動物性たん白資源を将来にわたって安定的に確保していくためにはいろいろなくふうをしていかなければならぬ。国際漁業の舞台でも、新漁場とかあることは資源の開発とかいう点ではすでに海洋水産資源開発センターというようなものが発足をし、これが回転をする。さらに政府自身が調査船をもつて基礎調査をもやるというふうなことが行なわれておりますが、今回新たに海外漁業協力財團といふものが政府の助成等も含めて発足をしたわけでもありますけれども、これが国際漁業の今後の日本の伸展の舞台でどういう役割りを果たそうと位置づけておられるのか、こういう点について簡潔にお答えを願いたいと思います。

○櫻内國務大臣 簡潔にということでおさいますので、前置きはさておきまして、この財團が日本としてのこれから海洋漁業の健全な発展をはかる上に、あるいは関係沿岸国のお漁業の開発振興に協力しつつ相互に漁業の発展をはかる上に幾つかの業務をいたしたい。一つには、海外漁業協力に要する資金の長期無利子または長期低利の貸し付け、それから関係沿岸国において海外漁業協力に従事する専門家の確保、養成を行なう、こういうのかということについて、これはにわかに断定的に申し上げるわけにはまいりませんが、しかし、現在最も多くの国が採用しておる領海十二海里、これがもし国際的な合意が成立するという、そういう情勢にありますならば、従来の領海三海里の立場にとらわれることなく、この合意の成立に對処していく、こういうような姿勢もわがほうで示しておるわけでございます。

以上のようなことで、お話しのとおり、明年の予定されておる国連海洋法会議はきわめて重要なことであり、わが国の主張につきましては、先進

日本の漁業面における技術協力とかいろいろな面では非常に大きな期待を各地で聞くわけあります。数年前に中南米等に行きましたときにも、あるいはメキシコ、あるいはペルー、チリにおいて、いろいろなところで日本の漁業協力を技術的にいろいろなところで日本の漁業協力を技術的にあります。私はその他の面で得たいという強い要請を私どもも受けました。また、半面、日本が中南米等の研修生の受け入れをやる。メキシコに参りました際に三崎の国際研修センターでちょうど私も研修を受けてきました。今日のこのような零細漁業のきびしい情勢になつてくればなるほど、こういった正しい意味における、海外の開発途上国におきましても、いわゆる水産日本としての動物性たん白資源を将来にわたって安定的に確保していくためにはいろいろなくふうをしていかなければならぬ。国際漁業の舞台でも、新漁場とかあることは資源の開発とかいう点ではすでに海洋水産資源開発センターというようなものが発足をし、これが回転をする。さらに政府自身が調査船をもつて基礎調査をもやるというふうなことが行なわれておりますが、今回新たに海外漁業協力財團といふものが政府の助成等も含めて発足をしたわけでもありますけれども、これが国際漁業の今後の日本の伸展の舞台でどういう役割りを果たそうと位置づけておられるのか、こういう点について簡潔にお答えを願いたいと思います。

○櫻内國務大臣 簡潔にということでおさいますので、前置きはさておきまして、この財團が日本としてのこれから海洋漁業の健全な発展をはかる上に、あるいは関係沿岸国のお漁業の開発振興に協力しつつ相互に漁業の発展をはかる上に幾つかの業務をいたしたい。一つには、海外漁業協力に要する資金の長期無利子または長期低利の貸し付け、それから関係沿岸国において海外漁業協力に従事する専門家の確保、養成を行なう、こういうのかということについて、これはにわかに断定的に申し上げるわけにはまいりませんが、しかし、現在最も多くの国が採用しておる領海十二海里、これがもし国際的な合意が成立するという、そういう情勢にありますならば、従来の領海三海里の立場にとらわれることなく、この合意の成立に對処していく、こういうような姿勢もわがほうで示しておるわけでございます。

以上のようなことで、お話しのとおり、明年の予定されておる国連海洋法会議はきわめて重要なことであり、わが国の主張につきましては、先進

日本の漁業面における技術協力とかいろいろな面では非常に大きな期待を各地で聞くわけあります。数年前に中南米等に行きましたときにも、あるいはメキシコ、あるいはペルー、チリにおいて、いろいろなところで日本の漁業協力を技術的にあります。私はその他の面で得たいという強い要請を私どもも受けました。また、半面、日本が中南米等の研修生の受け入れをやる。メキシコに参りました際に三崎の国際研修センターでちょうど私も研修を受けてきました。今日のこのような零細漁業のきびしい情勢になつてくればなるほど、こういった正しい意味における、海外の開発途上国におきましても、いわゆる水産日本としての動物性たん白資源を将来にわたって安定的に確保していくためにはいろいろなくふうをしていかなければならぬ。国際漁業の舞台でも、新漁場とかあることは資源の開発とかいう点ではすでに海洋水産資源開発センターというようなものが発足をし、これが回転をする。さらに政府自身が調査船をもつて基礎調査をもやるというふうなことが行なわれておりますが、今回新たに海外漁業協力財團といふものが政府の助成等も含めて発足をしたわけでもありますけれども、これが国際漁業の今後の日本の伸展の舞台でどういう役割りを果たそうと位置づけておられるのか、こういう点について簡潔にお答えを願いたいと思います。

○櫻内國務大臣 簡潔にということでおさいますので、前置きはさておきまして、この財團が日本としてのこれから海洋漁業の健全な発展をはかる上に、あるいは関係沿岸国のお漁業の開発振興に協力しつつ相互に漁業の発展をはかる上に幾つかの業務をいたしたい。一つには、海外漁業協力に要する資金の長期無利子または長期低利の貸し付け、それから関係沿岸国において海外漁業協力に従事する専門家の確保、養成を行なう、こういうのかということについて、これはにわかに断定的に申し上げるわけにはまいりませんが、しかし、現在最も多くの国が採用しておる領海十二海里、これがもし国際的な合意が成立するという、そういう情勢にありますならば、従来の領海三海里の立場にとらわれることなく、この合意の成立に對処していく、こういうような姿勢もわがほうで示しておるわけでございます。

以上のようなことで、お話しのとおり、明年の予定されておる国連海洋法会議はきわめて重要なことであり、わが国の主張につきましては、先進

はないかというふうに私、感ずるのであります。

政府与党である自民党内においても沿岸漁業の積極的な振興対策を今日検討しておるや聞いておりますけれども、たとえば昭和四十五年の三月から十月までの専門家の検討に基づいて全漁連の段階で沿岸漁業開発対策研究会というのが持たれまして、沿岸漁業資源・漁場開発の背景と対策という提言がなされております。この中で、これから二十年間に毎年百億を使い、二十年間二千億投資ということで、沿岸海域におけるところの積極的な育てる漁業の諸施設をやつていこうということが提言されておるわけですが、これらも踏まえながら、一方では日起こつておる問題に対する公害の絶滅あるいは当面の緊急の救済といふことをやりながら、他面においては積極的に漁場開発あるいは育てる漁業の対策の遂行ということをやるべき段階がきているのじゃないかというふうに私は思いますけれども、これらの問題に思ひます。

○櫻内国務大臣

ただいま角屋委員の御質問は、そのまま私として今後の沿岸漁業の振興に努力しまりたい点でございます。いまとやく申し上げる時間的余裕もないかと存じますが、当面漁業公害対策の強化、これはもうせひやっていかなければならぬと思います。また漁場の改良、造成、さらにはことしから日本海の栽培漁業をお願いいたしましたが、そういう栽培漁業の積極的な展開等の施策を講じまして、そのことによって沿岸海域における水産資源の開発を積極的に促進をしてまいりたい。ただいまの御意見、十分参考してこれから施策に反映をしてまいりたいと思ひます。

○角屋委員 水産三法のうちの水産業協同組合法の一部改正の問題について一点だけお尋ねをします。これは今度の国会に出されました農林中金法の一部改正是あるいは農業協同組合法の一部改正の金融関係の部面と関連する改正の内容が主でござい

ます。したがつて、預金等の受け入れの事業を行なつておる漁業協同組合、同連合会、水産加工業

協同組合、同連合会に内国為替の取引をすること

を認める、あるいはまた信用事業を行なつておる漁業協同組合、水産加工業協同組合に手形の割引

をすることを認める、さらに漁業協同組合、水産加工業協同組合、同連合会に農林中央金庫等の業務の代理をすることができるようにするという三

点が主たる改正点であります。このこと自身は私どもに異論はございませんが、ただ、こういう問題を漁業協同組合あるいは水産加工業協同組合等が実施する場合に、それだけの能力体制と

いうものが十分備わっていくためには、今後の適切な指導、援助が必要であるうといふふうに感ずるわけでありまして、これらの問題について、農

林省としてどういうふうな指導援助を今後的確にやつしていくのか。この点について集約をしてお答えを願いたいと思います。

○櫻内国務大臣

ただいまの御質問によりますとおり、これから内国為替取引、手形割引などを行なわす、こういうことになりますれば、その場合の管理体制の整備や指導監督の強化、これがきわめて重要なことでございますが、本委員会で長官のほうからしばしばお答えを申し上げましたよ

うに、やはりこれはそれぞの組合においてこれ

らの業務が実施のできる適格の組合ということが必要でございますが、本委員会で長官のほうから

一段取りになつていくわけでありますが、このい

ま申しました船主責任保険等の問題については、これからいわゆる本格実施までの段階をどうい

うふうに考えていいこうとするのか、少しくお考

えを願いたいと思います。

○櫻内国務大臣

ただいまお尋ねの船主責任保険の具體化でございますが、海洋の油漏防止に関する内外の諸規制や人身事故に対する損害賠償等、漁船の運航によって船主が負担すべき各種の責任及び費用が増大する傾向にあることは言うまでもないと思います。そのことにかんがみまし

て、漁船における船主責任保険は早急に実施する必要がある、われわれもそのとおり感じております。ま

た今後は、漁協の合併あるいは信用事業の統合

の防止のために遺漏のないようにいたしてまいり

たいと思います。

○角屋委員 漁船損害補償法の一部改正並びに漁船積荷保険臨時措置法案に關係して、若干お尋ね

をいたしたいと思います。

本件につきましては、御承知のとおり、漁船保

險中央会のほうで、昭和四十二年の七月から昭和四十五年の七月にかけて、漁船保険振興調査会で

いろいろ検討してきた経緯がございます。さ

ら四十七年五月にかけて、漁船保険制度研究会を

持ちまして、そこで検討してきた経過がございま

す。それに基づいて、今回の漁船積荷保険臨時措

置法案が提案されておるわけでございますが、そ

の際にやはり検討された中で、船主責任保険等の

問題については、これは取り残されたわけであり

まして、政府は、単にことしの場合には漁船保

中央会に調査費をつけまして、数年間そこで検討

してもらう、そしてその検討結果によつていわゆ

る試験実施に移し、試験実施の結果を待つて本格

実施をやろう、いわば漁船積荷保険のほうからは

一步後退をした形で船主責任保険の問題が発足す

る段取りになつていくわけであります。このい

ま申しました船主責任保険等の問題については、

これからいわゆる本格実施までの段階をどうい

うふうに考えていいこうとするのか、少しくお考

えを願いたいと思います。

○櫻内国務大臣

ただいまお尋ねの船主責任保険の具體化でございますが、海洋の油漏防止に関する内外の諸規制や人身事故に対する損害賠償等、漁船の運航によって船主が負担すべき各種の責任及び費用が増大する傾向にあることは言うまでもないと思います。そのことにかんがみまし

て、漁船における船主責任保険は早急に実施する必要がある、われわれもそのとおり感じております。ま

た今後は、漁協の合併あるいは信用事業の統合

の防止のために遺漏のないようにいたしてまいり

たいと思います。

○角屋委員 いまの漁船保険中央会の点について

は、湯山委員あるいは先ほどの島田委員等から

も、今回の法律改正の中で特別会計の積み立て

金、つまり余剰金の三十五億交付の問題、あるいは前の十二億交付と関連をした運営の問題等につ

いて、いろいろ特別会計からこういう交付を出すのが適當かどうかという問題等も含めて議論がございました。私は問題を逆に、今日この漁船保険中央会が漁船積荷保険臨時措置法案によつて、試験実施として再保険事業をこれからやるわけであります。おそらくこの船主責任保険等についての調査を中央会がやつておりますけれども、これがここ数年で調査が終わりますれば、試験実施というのをやることになる。試験実施になれば、水産庁としては、当初これも漁船保険中央会で再保険事業をやらそうという考え方でございましたが、お

そらくそういうことになるのじゃないかというふうに考えられます。そうしますと、これが試験実施から本格実施というときには、政府みずからが再保険事業をやるということになりますと、法律できめ

られたおられます。漁船保険中央会の指導的機能のうちの中立的機能においては、やはりこういうものを受け持つようになると問題点が出てくる、ある

いは今日十二億、三十五億を含めた四十七億の問題等も含めて、いずれ早晚そういう再保険事業等とも関連をして、漁船保険中央会のあり方といふ問題が検討の俎上にのぼるのではないかというふうに予測するわけでござりますけれども、これらの問題に対する今日時点における考え方はどうなんですか。

○荒勝政府委員 今回の積荷保険の実施を中央会に一応暫定的に実験実施をしていただく、ということと今回は踏み切ったわけでございますが、五年間大体実験実施をしますが、あるいはいい成績が出るならば、あるいは実験については彈力的な検討が必要かと思いますが、当面五年間といふ考え方でお願いしておる次第でございます。

また、こういった形でさらには積荷保険を本格的に実施する、あるいはその間、ただいま御指摘に

なりました船主責任保険の調査期間が終わって、また試験実施の段階に移行する、こういったことによりまして、その両方の時点を踏まえまして、それを中央会に業務を委託するのか、あるいはまた特別会計が再保險業務を行なうことになるのか。こういうことにつきましては、中央会の性格も含めまして、われわれといたしましては、今後検討させていただきたい。本日の時点で、その辺の明白なことにつきましては、まだ十分にわれわれとしては、検討も終えていないような次第でございます。

○角屋委員 この漁船積荷保険臨時措置法案によるところのいわゆる指定組合、これが保険事業をやる、それに対する漁船保険中央会が再保險事業をやる。このいわゆる指定組合については、事務、人件費が助成されないという形になつておる。これがやはり今後の試験実施の中で問題点となるのじやないか、おそらくこれは付加保険料でまかないなさいという考え方かと思ひますけれども、これはなぜ、こういう点について運営上支障のないような配慮がもととできなかつたのかと。いうことが問題としてござります。同時に、これは漁業災害補償法の前は漁業災害補償法の実施の前にも、いわゆる全水共が仕事を終わつて、漁業災害補償法に切りかわる段階において赤字問題というのをどうするかというのを、私は、委員会でも議論したことがありますし、その解消のためにいろいろ私なりに努力しましたが、今度の漁船積荷保険については、一体どういうふうな措置をしようとするのか。これは法案の発足にあたつてお考えを聞いておきたいと思います。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘のように、今回試験実施でござりますので、今後五年間にどのようになりますか、黒字になりますか、その辺は今後の実験段階におきまして、多少試行錯誤といいますか、そういう形でデータを集めながら

整理してまいりたいと思っておりますが、政府といたしましては、さしあたりの問題といたしまして、漁船保険中央会が今回行ないます再保險事業につきましては、四十八年度の分につきましては、一億三千万円の国庫債務負担行為というものを、この間成立いたしました予算にお願いいたしております、こういう形で中央会の赤字が生まれないように指導いたしてまいりますし、また四十九年度以降の予算措置につきましても、こういうふうに考慮しております。

○角屋委員 いまの点については、重要な問題でございますので、大臣にお伺いしておきたいのですが、ありますけれども、これは漁業災害補償法の前に、全水共が試験実施したときにも、赤字問題の最終処理ということで、われわれいろいろ苦労しましたわけですが、この漁船積荷保険で最終的に試験実施で赤字が出た場合には、責任をもつて処理するというふうに考えておられるかどうか、明言をしておいていただきたいと思います。

○櫻内国務大臣 ただいま長官からお答えを申し上げましたように、一応国庫債務負担行為で一億三千万円で赤字が出ぬようによくう措置をしておるわけでございまして、赤字の処理についてはそのような姿勢で、今後臨むことをはつきり申し上げております。

○角屋委員 この際、漁業災害補償法の問題に触れましたが、御承知のように、漁業災害補償法は三十九年の時点で、私のほうからも私の名前で対案を出しましたが、法律案が成立をし、四十二年

災害補償法に切りかえなければならぬというのが関係者の強い要望でございますが、それと関連をいたしまして、漁業共済制度検討協議会が、漁獲共済について昭和四十八年五月に答申を出しておるわけでございます。私は、専門的な立場から

整埋してまいりたいと思っておりますが、政府といたしましては、さしあたりの問題といたしまして、漁船保険中央会が今回行ないます再保險事業につきましては、四十八年度の分につきましては、一億三千万円の国庫債務負担行為といふもの

を、この間成立いたしました予算にお願いいたしておりまして、こういう形で中央会の赤字が生ま

れないように指導いたしてまいりますし、また四十九年度以降の予算措置につきましても、こうい

ういうふうに考へております。

○角屋委員 いまの点については、重要な問題でございますので、大臣にお伺いしておきたいのですが、ありますけれども、これは漁業災害補償法の前に、全水共が試験実施したときにも、赤字問題の最終処理ということで、われわれいろいろ苦労しましたわけですが、この漁船積荷保険で最終的に試験実施で赤字が出た場合には、責任をもつて処理するというふうに考えておられるかどうか、明言をしておいていただきたいと思います。

○櫻内国務大臣 ただいま長官からお答えを申し上げましたように、一応国庫債務負担行為で一億三千万円で赤字が出ぬようによくう措置をしておるわけでございまして、赤字の処理についてはそのような姿勢で、今後臨むことをはつきり申し上げております。

○角屋委員 この際、漁業共済制度検討協議会からの答申に基づきまして、漁獲共済については、これは早急に昭和四十九年度から法律改正を含む所要の措置をとることにいたしたいと思います。

なお、養殖共済につきましては、これは種々の観点からさらに検討をしていただきまして、必要な措置をとることにいたしたいと思います。

○角屋委員 まだ若干の質問すべき点もあるわけですが、ちょうど予定の時間になりましたが、多數の委員各位が待機しておられますので、私はこの程度で締括的な質問を終わりたいと思います。

ただ、この三法については、理事会で協議された附帯決議、これはわれわれのこれからの運営にあたつての気持等を素案として理事会にも提案したわけでありますけれども、理事会の決定に基づいて後刻提案されると思いますが、そういった要望等も含めて、三法の運営については遺憾のない形で政府として指導してもらいたい。

なお、今回の改正では、議論をすればやはり問題点も相当あるわけでありまして、今後、船主責任の保険の問題等も含めて制度の改善については

さらに検討を続けながら、必要なものについては改善を行なうという姿勢で対処してもらいたいと

思います。

冒頭に申し上げましたように、国際漁業の関係におきましても、最近は国内の沿岸漁業でも、漁業自身いぶん問題を持つておられますので、

水産庁長官はもちろんありますけれども、農林大臣としても新たな姿勢でわが国漁業の伸展のために真剣に取り組むことが必要になつてきている。

先ほど共産党の津川君からは、軍隊の演習等によ

る漁獲共済あり、漁具共済があるわけありますが、養殖共済についても問題があるわけあります。同時に、これ以外に漁業災害補償法には養殖共済ありますけれども、今日時点における漁獲共済の改善方向を差し示しておるかと思ひます。同時に、これ以外に漁業災害補償法には養殖共済ありますけれども、今日時点における漁獲共済をいたしますけれども、今日時点における漁業の問題も取り上げられましたけれども、そ

ういう問題も含めて考えてまいりますと、漁業者らに今後の検討に基づく養殖共済を含めた改正等の問題については、明年度必ず漁業災害補償法の改正を出すという方向で取り組んでおられます

が、大臣からその点についてのはつきりしたお考えを承りたいと思います。

○櫻内国務大臣 漁業共済制度検討協議会からの答申に基づきまして、漁業共済については、これ

は早急に昭和四十九年度から法律改正を含む所要の措置をとることにいたしたいと思います。

なお、養殖共済につきましては、これは種々の観点からさらに検討をしていただきまして、必要な措置をとることにいたしたいと思います。

○角屋委員 まだ若干の質問すべき点もあるわけですが、ちょうど予定の時間になりましたが、多數の委員各位が待機しておられますので、私はこの程度で締括的な質問を終わりたいと思います。

ただ、この三法については、理事会で協議された附帯決議、これはわれわれのこれからの運営にあたつての気持等を素案として理事会にも提案したわけでありますけれども、理事会の決定に基づいて後刻提案されると思いますが、そういった要望等も含めて、三法の運営については遺憾のない形で政府として指導してもらいたい。

なお、今回の改正では、議論をすればやはり問題点も相当あるわけでありまして、今後、船主責任の保険の問題等も含めて制度の改善については

これより本案について討論に入りますが、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐々木委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、漁船積荷保険臨時措置法案について議事を進めます。

これより本案について討論に入る所以あります。が、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

漁船積荷保険臨時措置法案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○佐々木委員長 この際、ただいま議決されました兩案に対し、附帶決議を付したいと存じます。案文を朗読いたし、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案および漁船積荷保険臨時措置法案に対する附帶決議(案)

政府は、漁船保険事業の健全な発達を促進するとともに、漁船に積載した漁獲物等についての保険制度の確立に資するため、左記事項の実現を期すべきである。

二 普通損害保険及び満期保険の普通損害保険部分についての政府の再保険金額は、保険金額の百分之九十五以下百分の七十以上の範囲内とすることを政令で明定し、政府の負う再保険責任の範囲を明確にするとともに、その設定に当たつては、組合の実情を勘案することと。

三 政府の再保険料率については、収支相等の原則に照らし、特別会計における積立金の状況をも勘案してこれを定め、そのてい減に努める等再保険事業の運営の改善を図ること。

四 漁船保険中央会に対する交付金の運用益の使途については、特に必要な事業に重点的かつ効率的に配分されるよう、中央会を指導監督すること。

五 北方海域等における漁船の安全操業の確保を期するにはとよりだ捕鯨留乗組員および乗組員とともに漁船の早期返還の実現のため最善を尽すこと。

六 漁船積荷保険は、可及的すみやかに本格実施に移行させるよう努めるとともに、漁船船主責任保険についても、すみやかに試験実施体制が確立されるよう努め、漁業者の要望に応えること。

七 最近における一般船舶の増大による海上交通の幅ぞう、事故の増加にかんがみ、漁船の安全操業確保のため、万全の措置を講ずること。

右決議する。

一 漁船保険組合の区域については、画一的な地域割りによる組合の組織を改める等漁船保険事業の適正かつ円滑な実施が確保されるよう組合の事業基盤の強化に努めるとともに、組合事務費補助の増額を図ること等により、附加保険料率の引下げ及び組合間の格差是正に努め、もつて漁業者の保険料負担の軽減に資すること。

では、御趣旨を尊重し、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○佐々木委員長 次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 次に許します。

中川利三郎君。これより討論に入ります。

○中川(利)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対し、次の理由をあげて反対の態度を表明します。

その第一は、信用事業を行なう漁業協同組合、水産加工業協同組合並びに同組合連合会が新たに農林中央金庫等の業務代理をすることができる、とした点についてです。

このことについては、全漁連をはじめ、漁業系統自体が系統の信用事業の三段階制に混乱をもたらすものであるとして難色を示していたところではありますが、私どもの調査によつても、多くの漁協では、現在でも信漁連のいわば下請機関化し、貯金のかき集めや貸し付け、その回収などに追われ、そのため本業務に支障を来たしているところでもあります。沿岸漁協の幹部は、信漁連がおかに上がって単協に指図している現状を改めて、信漁連は海に来てもひとと单協の信用事業を援助指導してほしいと要望しています。

このような現状の上に、さらに農林中金の業務代理まで行なわせることになれば、單協の下請機関化に一そく拍車をかけることになることは明らかです。

さらに重視しなければならないものに、単協、

信漁連を飛び越えて、中金から直接に貸し付けを受ける漁業者が、ごく限られた一部の者であることがあります。これは資金貸し付けが大型に片寄り、零細、小規模漁民には貸し付けられないといふ従来の傾向を一そく助長するものです。また、

業開発優先の沿岸中小漁業構造改善事業によって汚染漁場と零細漁民の切り捨て策を踏襲するものであり、日本漁業の後退につながりこそそれ、發展につながるものではあり得ないと考えるからです。

反対のいま一つの理由は、この法案が漁協の基盤強化といいながら、押しつけ合併の促進を前提としていることです。

信用事業の側面から漁協と農協を比較すると、昭和三十五年の漁協整備促進法、昭和四十二年の漁協合併促進法等により促進してきたところでありますが、昭和四十六年度でわずか三百三件であり、漁協の基盤強化が必要なのは言うまでもありません。

しかし、漁協の基盤強化のための漁協合併は、浦に由つて異なる漁業形態を持つ漁協を無理に合併させようとする政策の破綻として、また、合併によって引き起こされる圧迫に対する零細漁民の反抗の結果として当然であります。現時点においてこのような上からの押しつけ合併は、一部上層漁業者への権益集中という結果をもたらすものであり、沿岸漁民の真の要求とかけ離れ、沿岸漁業の真の発展につながるものではありません。

また、信用事業の基盤の弱い現段階で為替や手形割引を扱わせることは、事故の発生に伴う危険のおそれなしとしません。漁業権管理団体として漁民にとって不可欠の組織である漁協に、万が一にもこのようない危險があつてはならないと考えるからです。

わが党は、以上の理由から本法案に反対するとともに、独占資本本位の工業開発によって沿岸海域で引き起こされている埋め立てや公害、特にこの問題についてはP.C.B.、第三、第四の水俣など本法案の審議を通じて明らかになったところでもありますが、さらには日米の海上合同演習による漁

○櫻内国務大臣 ただいまの附帯決議につきまし

以上であります。本附帯決議案を両案に付するに賛成の諸君の起立を求めて決議を付しました。

○佐々木委員長 起立總員。よって、両案に附帯決議を付します。

○佐々木委員長 この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めて櫻内農林大臣。

こうした方向は現在進められている高度成長、工場取り上げなどから沿岸漁業を守り、抜本的に民

主的な沿岸漁業振興策を講じること、そして日本の沿岸を無限に豊かな魚類資源の宝庫とすることによつてのみ、「漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的・社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期する」とする水協法の目的が達せられることを強く指摘して、私の反対討論を終わります。

以上です。

○佐々木委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐々木委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 この際、本案に対し、角屋堅次郎君外三名から自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して、ただいま可決されましした水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について、その趣旨の説明をいたします。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、漁業協同組合等の金融機能を拡充し、その事業活動の円滑化を図る等のため、左記事項の実現を期すべきである。

記

一 漁業協同組合及び水産加工業協同組合の經營基盤を強化するため、自主的な合併を促進

する等その育成対策を充実すること。

二 漁業協同組合並びに水産加工業協同組合の内規為替取引及び手形割引の実施について

は、その健全な運営を確保するため、業務執

行体制の整備及び指導監督の強化につき所要の措置を講ずること。

右決議する。

これらにつきましては、委員会の審議を通じまして十分審議されているところでありますから、この際、説明を省略させていただきます。

何とぞ各位の御賛同をお願いいたしまして、提案の趣旨の説明を終わります。

○佐々木委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対して別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

角屋堅次郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立多数。よつて、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。櫻内農林大臣。

○櫻内農務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○佐々木委員長 なお、ただいま議決いたしました各案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○佐々木委員長 次回は明二十一日、水曜日、午後零時三十分理事会、午後二時委員会を開会するこ

ととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

昭和四十八年六月二十九日印刷

昭和四十八年六月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N